



Title	オーストリア社会民主党と民族問題
Author(s)	矢田, 俊隆; Yada, Toshitaka
Citation	スラヴ研究, 7, 15-56
Issue Date	1963
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/4965
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113178.pdf



オーストリア社会民主党と民族問題

矢 田 俊 隆

1. 序 言
2. 19世紀後半のオーストリアの政治状況
3. 社会民主労働党の出現
4. ブリュン党大会の問題点
5. カール＝レンナーとオットー＝バウアーの民族理論
6. オーストリア国家容認の問題とバウアーの思想的変化
7. バウアーの思想的転換の背景
8. 結 語

1. 序 言

19世紀の70年代以降、とくに90年代以降、社会主義の思想と運動がヨーロッパの政治史をつらぬく基調の一つであったことは、いうまでもない。しかしまたこの時期は、同時にナショナリズムが次第に高まり、国力を充実させた列強の対外活動が積極化し、国際間の対立がやがて破局を迎えようとする時期でもあった。このような状況のもとで、社会主義とナショナリズムとは、いったいどのような関係をもちえたであろうか。

マルクスの「共産党宣言」以来、社会主義者の目標は、労働者階級の共通の利益をまもるための闘争におかれ、社会主義運動の力は、労働者階級の国際的連帯性に由来するものと考えられてきた。したがってそこでは、民族的な特殊利益は階級的連帯性の敵対物と見なされねばならず、ナショナリズムとは、労働者階級を内部から分裂させ、彼らの眼を自身の階級的利害からそらせ、その爆発力を弱めようとする、危険なブルジョア的イデオロギーにほかならなかった。しかも当時の社会主義者は、自分たちの運動こそ最も有力なものであると考え、自己の勝利を確信していたために、ナショナリズムを低く評価し、公式的な反対をくりかえすだけで、これにたいして深い理解を示さなかったのが、一般的傾向であったといつてよい。⁽¹⁾ 要するに1914年以前には、西ヨーロッパの社会主義運動は、理論の面でも実践の面でも、概していえば、近代ナショナリズムの諸現象と大した関りをもたなかったのである。

しかしながら東ヨーロッパには、このような傾向の例外をなす国々があった。それは、ツァーリズムのロシアとオーストリア＝ハンガリー帝国であって、多くの異民族から成るこれら両国の社会主義者たちは、1914年以前すでに深刻な民族問題に直面し、これと

(1) しかし西ヨーロッパでは、実はこの時期において社会主義運動自体がナショナリズムの深刻な影響をこうむっていたのであって、これは修正主義の抬頭と深く結びつき、1914年には、近代ナショナリズムのエモーショナルな訴えが各国の社会主義者をつつんで、ついに第二インターナショナルの崩壊を来たしたのである。しかしここで重要なのは、このような事態とその深い意義とが彼らによって強く意識されていなかった、ということである。

正面から取り組まねばならなかった。本稿は、とくにオーストリア帝国の社会民主労働党⁽¹⁾がこの問題にどのように対処しようとしたか、またその対処の仕方が、当時の歴史的現実のなかでどのような意義をもちえたかを、可能な限り立入って考察し、問題点を整理しつつ、若干の私見を述べようとするものである。

2. 19世紀後半のオーストリアの政治状況

本論にはいる前に、19世紀末のオーストリア帝国の政治状況がどのようなものであったか、また社会民主労働党がどのような形でそこに登場したかを、一通り見ておく必要がある。

オーストリアは古来の由緒を誇るドイツ第一の大国で、19世紀初頭のウィーン会議を経て国際的地位を著しく高め、ドイツの内部では、あらたに結成されたドイツ連邦の盟主として、ヘゲモニーを握った。しかしこの国には、当初から大きな困難がまつわっていた。第一に、この国の支配者は大土地所有者たる貴族で、彼らは大きな特権をもって封建的な農民支配を行なっており、資本主義的な近代産業の発達は、西ヨーロッパにくらべてはるかにおくれていた。第二に、オーストリアは単一の民族国家ではなく、きわめて複雑な民族構成をもっていた。⁽²⁾ すなわちこの国には、中心的なドイツ民族のほか、異民族としてハンガリーのマジャール人、ベーメンを中心とするスラヴ族のチェヒ人、ヴェネチア・ロンバルディア地方のイタリア人をはじめとして、南部にはスラヴ族のセルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人、北部には同じくスラヴ族のスロヴァキア人、ポーランド人、ルテニア人（ウクライナ人）、東端のハンガリー領内には、ラテン族のルーマニア人などがふくまれ、これらを統合していたのは、ハプスブルク帝国にたいする忠誠の念と、同帝国の武力とであったから、これら諸民族が民族意識にめざめたあかつきに、ハプスブルク家の支配に抵抗して立ちあがるであろうことは、避けがたい運命であった。このことを予期した宰相メッテルニヒは、民族主義と自由主義をかた

(1) Sozialdemokratische Arbeiterpartei in Österreich.

(2) ハプスブルク帝国の民族構成や社会・政治構成については、H. Hantsch, Die Nationalitätenfrage im alten Österreich, 1953. SS. 25-35; A. J. P. Taylor, The Habsburg Monarchy 1809-1918, 1948. pp. 252-261; R. A. Kann, The Habsburg Empire, 1957. pp. 37-119 など参照。ここでは Taylor に従って、1910年の人口概数を掲げておこう。

オーストリア＝ハンガリー帝国全体

ドイツ人	12,000,000	23%	マジャール人	10,000,000	19%
ルーマニア人	3,000,000	6%	スラヴ人	23,500,000	45%
その他	2,500,000	5%			
オーストリア					
ドイツ人	9,950,000	35%	チェヒ人	6,436,000	23%
ポーランド人	4,968,000	17%	ルテニア人	3,519,000	12%
スロヴェニア人	1,253,000	4%	セルビア・クロアチア人	788,000	2.8%
イタリア人	768,000	2.75%	ルーマニア人	275,000	0.98%
ハンガリー					
マジャール人	9,944,000	54%	ルーマニア人	2,948,000	16%
スロヴァキア人	1,946,000	10.7%	ドイツ人	1,903,000	10.4%
ルテニア人	464,000	2.5%	セルビア人	462,000	2.5%
クロアチア人	195,000	1.1%			

くしりぞけ、絶対君主制を現存秩序のもっとも確実な保障とみなし、完全な保守政策を採用した。

しかしながら、少数のドイツ人が多数の異民族のうえに専制的支配を行なうオーストリアの政治体制は、1848年の革命以来、一步一步衰退の途を歩まねばならなかった。この年フランスに起こった二月革命は、オーストリアにも深刻な影響を及ぼし、国内民主化の要求がたかまるとともに、ながく抑圧に苦しんだ領内諸民族が、自由と解放を求めて相次いで蜂起した。そして彼らは、一時ある程度の成功をおさめたけれども、まもなく旧支配層が勢力を回復し、各地の革命運動は各個撃破されて、オーストリアはふたたび、専制的な民族抑圧国家としての地位をとりもどすことができた。しかしこのような反動政治は永続せず、1859年のイタリア統一戦争に敗れてロンバルディアを失わねばならなくなったとき、さすがに保守的な支配層も自国の反動体制に修正を加えざるをえなくなり、61年2月には新憲法が發布され、二院制の国会が創設された。けれどもこれは、結局オーストリア＝ドイツ人の中央集権的立場を他民族の犠牲において擁護しようとするものであったから、彼らの非常な反感を招き、ドイツ人以外のほとんど全民族は、国会に代表を送ることを拒否した。しかもこのような多事多端の際に、1866年の普墺戦争に敗れて、オーストリアは完全にドイツからしめ出され、その結果オーストリア＝ドイツ人の中央集権は危機に直面し、領内の民族運動が一段と激化した。そこでオーストリアの支配層は、事態を收拾するためにやむなくハンガリーのマジャール貴族に妥協の手をさしのべ、1867年ハンガリー王国の建設を許し、オーストリア皇帝がハンガリー王を兼ね、ここに同君連合のオーストリア＝ハンガリー二重帝国が成立した（Ausgleich アウスグライヒ）。両国は君主・外交・一部の財政・軍事を共にするだけで、自国内ではおのおの別個の政府と議会をもって、独立の政治を行なうことになり、マジャール人の多年の宿望は達成されたのである。

オーストリア＝ハンガリー二重帝国の成立は、その後の歴史の新らしい出発点となった。アウスグライヒの目標は、オーストリアのドイツ人貴族とハンガリーのマジャール人貴族が帝国の各半分でそれぞれ支配的な地位に立ち、スラヴ系諸民族を抑圧するにあったから、両国の関係は以後にわかに親密の度を増し、歴代のハンガリー内閣は、20世紀初頭の短期間を除いて、つねに親オーストリア政策を踏襲した。他方アウスグライヒは、スラヴ系諸民族をまったく度外視するものであったから、彼らを、二重帝国の決定的な反対者の地位に追いやることになった。⁽¹⁾ アウスグライヒから第一次世界大戦にいたる時期のオーストリアは、ドイツ・スラヴ両民族の激突時代であり、あらたに起った民主主義運動や社会運動も、この問題と深い関係をもっていたのである。以下この点を中心に考察を進めよう。

1867年12月オーストリア政府は新憲法を發布した。これは、基本的には1861年の二月憲法の線を超えず、宰相は皇帝に責任を負うだけで、国会には負わず、しかも国会は、王族・貴族・聖職者・勅選議員からなる上院（貴族院 Herrenhaus）と、制限・間接選

(1) Ausgleichの意義とその影響については、H. Hantsch, Die Geschichte Österreichs, II., 1953. S. 393 ff.; Louis Eisenmann, Le Compromis Austro-Hongrois de 1867, 1904 参照。

挙による下院⁽¹⁾（衆議院 Abgeordnetenhaus）から成るといふ、絶対主義的色彩の濃い、不徹底なものであったが、それでも一応立憲政治の体裁はととのえられた。以後オーストリアを支配したのは、温和自由派を中心とするドイツ人貴族で、彼らは、国家の中央集権体制を維持し、かつ異民族にたいするドイツ人の優位を保ちながら、国内の自由主義化を進めようとした。これは、領内スラヴ人の不満を高め、はげしい民族闘争をよび起こしたが、その際中心的な動きを示したのは、チェヒ人であった。

19世紀後半のオーストリア民族問題の本質は、産業革命の進展とともに被支配民族の間にも徐々に中間的市民層が現われ、彼らを中心とする民族的反抗が、国内各地のドイツ人の支配的地位を脅かしはじめた点に、要約することができる。⁽²⁾ 最も注目すべきチェヒ人の運動も、原動力はまさにそのめざましい経済的發展にあった。少し前まで、ベーメンの工業資本家はほとんどすべてドイツ人であり、チェヒ人はたんなる労働者にすぎなかったために、ドイツ人は優秀民族であり、チェヒ人は低級民族であると考えられていた。ところが1848年以來ベーメン・北部シュレジエン地方には、土地資源を活用した新工業がおこり、チェヒ人の有力な市民階級が台頭して、従来この地の政治・経済・文化を支配してきたドイツ人資本家に挑戦したのである。のみならず、産業革命の結果チェヒ人の人口が急激に増大して、ドイツ人をしのぐに至り、彼らの発言権は次第に大きくなってきた。このような形勢のうちに、1860年代には、従来分かれていたチェヒ人の諸党派が、ドイツ人の支配と闘うために団結するけはいを見せ、⁽³⁾ 1867年チェヒ人は、ウィーンの政府に、ベーメン・メーレン・上部シュレジエンからなる独立王国の再建を要求した。これは、ズデーテン地方のドイツ人を刺激して、以後両民族のはげしい対立をもたらす導火線となった。

民族間の対立は市会・地方議会・国会などにあらわれ、しばしば街頭の騒ぎや暴動をともなったが、その際諸民族の利害衝突の争点になったのは、まず第一に行政上の地位であったから、どの言葉を公用語にするかという問題が、外部の世界にはほとんど理解できないような重要性を獲得した。「民族問題とは言語の問題であり、さらにそれはミドルクラスの問題」⁽⁴⁾ であった、というアイゼンマンの表現は、適切である。ささいな口

(1) 下院は、各地方議会が自己に割当てられた数の議員を選出する仕組になっていた。地方議会の構成は、大体において貴族・富豪・ドイツ人に有利で、3ないし4つの部門に分かれて議員を選出した。しかも有権者は、直接税10グルデン以上を納めるものに限られ、国民の大多数は選挙権をもたなかった。オーストリアの国制については、Ernst C. Hellbling, *Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte*, 1956 が便利な書物である。

(2) それとともに、ドイツ人以外の諸民族の間にも分化が起こりつつあり、幾世紀もの間完全な異民族支配のもとに置かれた、おくれた小民族（「非歴史的民族」、ルテニア人・スロヴェニア人など）が、ようやく民族性に目ざめて、比較的大きな、進んだ民族（「歴史的民族」、ポーランド人・イタリア人など）に対抗するようになってきたのも、当時の民族問題の一面をなしている。両民族についてのすぐれた分析は、Otto Bauer, *Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie*, 1924². SS. 190-234 に見られる。

(3) 19世紀後半のチェヒの民族主義運動については、Hantsch, *Geschichte Österreichs*, II. のほか、Georg Franz, *Liberalismus. Die deutsch-liberale Bewegung in der Habsburgischen Monarchie*, 1955. SS. 363-375; S. H. Thomson, *Czechoslovakia in European History*, 1953. pp. 187-237 などが有益である。R. A. Kann, *The Multinational Empire. Nationalism and National Reform in the Habsburg Monarchy, 1848-1918*, 2 vols., 1950 は一読の機会を得なかった。

(4) Eisenmann, *op. cit.*, p. 510.

オーストリア社会民主党と民族問題

論の背後には、広大な地域の管理という一層広汎な問題がひそんでおり、さまざまな民族の、またそれらを代表する諸政党のエネルギーが、公用語をめぐる国制的な諸問題のまわりに集中したのである。⁽¹⁾

はやくも 1871 年に、ベーメン地方議会は、純粋にチェヒ語の行なわれる地区の官庁と裁判所ではチェヒ語を公用語にすべきことを提案しているが、民族闘争の最初のピークになったのは、ターフェ Taaffe の言語令事件である。すでに見たように、オーストリアでは 1867 年以後温和自由派の支配が続いたが、⁽²⁾ 1873 年の経済恐慌以来動揺を来たし、政府のドイツ人偏重政策にたいする宮廷の憂慮もあって、1879 年終りをつげた。そのあと内閣を組織したターフェは、妥協の名人といわれ、「すべての民族、すべての政党を代表する内閣」を標榜して、議会の諸派をたくみにあやつり、14 年間その統治を続けた。ターフェ内閣は 1880 年チェヒ人の要求をいれて、ベーメン・メーレン両州の官庁と裁判所では、ドイツ語とチェヒ語とを併用すべきことを定め、ついで 1882 年には、プラハ大学がドイツ部とチェヒ部に二分された。1880 年の言語令は、各官庁と裁判所がチェヒ人にたいしてはチェヒ語で交渉・連絡すべきことを定めた妥協的なもので、ドイツ語はなお公用語として尊重される建前をとっていたが、チェヒ語がはじめて半ば公用語化したことによって、チェヒ人の官公吏就任の道が開かれたので、従来ベーメンの地方官僚を独占していたドイツ人は非常な打撃をこうむり、⁽³⁾ ドイツ人諸党派の一致した反抗がはじまった。

スラヴ人の台頭によって各地で勢力を失いはじめたドイツ人の間には、ようやく民族的な自覚が高まり、しかも、オーストリア国家を措いてドイツ人だけの利益を先にしようとする、ゲオルク＝シェーネラー Georg von Schönerer 以下のドイツ民族至上主義が、発展しはじめた。彼らは異民族のドイツ化を主張し、1884 年ウィーンの下院には、ベーメン州をドイツ人の住む行政区域とチェヒ人の住む行政区域にはっきり区画する要求が提出された。その後政府は、両民族の対立の調整につとめたが、チェヒ人側では急進的な青年チェヒ党 Jungtschechen があくまでドイツ人との妥協を拒否し、ベーメン議会でしばしば議事の進行妨害 Obstruktion を行ない、興奮のあまりに記録や書類を引き裂いて屋外へ投げずてるなどの暴行にはしった。またベーメンの官庁・工場・学校その他の職場でも、ドイツ人とチェヒ人との間にはげしい日常闘争が行なわれた。1893 年にターフェ内閣が退いたのち、議会内に強固な多数を形づくることは不可能となり、政局は安定しなかったが、⁽⁴⁾ この混乱のうちにチェヒ人の勢力はますます脅威的になり、いまや彼らは、ハンガリー人同様の支配的地位を要求しはじめたのである。

ターフェ内閣の倒壊後二つの短命内閣を経て、1895 年ターフェに似た政見をもつバデニー Badeni の内閣が生まれた。彼はチェヒ人のはげしい民族運動にかんがみ、とくに

- (1) A. G. Kogan, *The Social Democrats and the conflict of nationalities in the Habsburg Monarchy* (*The Journal of Modern History*, Vol. XXI, No. 3), 1949. p. 205.
(2) オーストリアの自由主義については K. Eder, *Der Liberalismus in Altösterreich*, 1955 がまとまった敘述である。
(3) 実際スラヴ系の人びとは熱心にドイツ語を学んで、行政・教育方面に進出した。
(4) この間の事情については, Oscar Jászi, *The dissolution of the Habsburg Monarchy*, 1924. pp. 114-15; Viktor Bibl, *Der Zerfall Österreichs*, II., 1924. SS. 368-80 参照。

ハンガリーとの経済関係調整のためにチェヒ人の支持を必要としたところから、1897年4月ベーメン・メーレンに言語令を与えて、チェヒ人の要求にたいしてさらに譲歩しようとした。これは、すべての官庁と裁判所はそこに問合わせてきた言語で答えねばならぬこと、この地方のすべての官吏は二カ国語の知識をもたねばならぬことを規定したもので、まさにドイツ語とチェヒ語の完全な平等性を実現しようとするものであったから、全チェヒ地方を通じてチェヒ人の圧倒的な進出をきたすおそれがあり、ドイツ人の官公吏独占を不可能にするであろうことは、明らかであった。そこでドイツ人は激昂して、猛烈な反対運動を起し、ドイツ人議員はこの法案を葬るために、はげしい議事進行妨害を行なった。政府は議事の進行をはかるために、議院規則の改正を提案したが、これは「議会の自由」を破壊するものとして非難され、議場の混乱はいうまでもなく、オーストリア中に騒ぎが起り、大衆集会や街頭デモが行なわれ、ドイツ民族至上主義派のほか、社会民主労働党やキリスト教社会党もこれに合流した。一方チェヒ人も、これに応じてプラハで騒擾を起した。こうした騒乱を前にして、皇帝はバデニーを解任するのやむなきに至り、1897年11月ついにバデニー内閣は辞職し、1899年秋には、言語令も正式に撤回されることとなった。そこでドイツ人の興奮はしずまり、議事進行妨害もやんだが、チェヒ人の不満は大きく、こんどは彼らがはげしい議事進行妨害を行なうさわざとなった。⁽¹⁾ またこの頃から、スロヴェニア人の指導者も、スロヴェニア人・クロアチア人・ルテニア人にたいする民族的平等権を要求しはじめた。

バデニーの言語令事件は、オーストリア帝国の危機的様相を内外に暴露した。この問題をめぐる政争においては、民族的党派の間に建設的な討議を行なうための共通の地盤はまったく見られず、これ以後民族闘争が他のあらゆる利害を圧倒する勢いを示しはじめた。1897年の政治的危機がハプスブルク帝国の運命を決したという Joseph Redlich の意見⁽²⁾は、いささか誇張であるにしても、それがオーストリア議会政治の運命に重大な影響をあたえたことは、否定できない。その前年の1896年6月14日、オーストリアの下院には、主として資産階級を代表する旧来の4つの選挙部門のほか、新たに普通選挙権による第5部門、72名の議員が追加されていたが、⁽³⁾このような改革を経た議会も、バデニーの危機のもたらした傷痕から立直ることはできなかった。以後1906年の普通選挙権導入にいたるまで、自己の地位の脅威を感じた各民族グループとくにチェヒ

(1) バデニーの言語令事件をめぐるオーストリアの混乱については、Hantsch, *Geschichte Österreichs*, II., SS. 457-479; Paul Molisch, *Geschichte der deutschnationalen Bewegung in Österreich*, 1926. S. 189 ff. などの叙述がくわしい。邦語のものでは、村瀬興雄「ヒトラー」79頁以下がすぐれている。

(2) Joseph Redlich, *Emperor Francis Joseph of Austria*, 1924. p. 44.

(3) ここで、1896年6月14日以前の選挙制度の変遷を一通り見ておこう。1867年の憲法における絶対主義的性格の強い議会制度は、1873年4月2日の法律で若干の改正を加えられた。すなわち、地方議会による下院議員の選出は廃止されて、有権者が直接議員を選出できるようになり、議員数も増加されたが、財産選挙資格と階級的な部門別選挙はなお維持され、有権者は各地方毎に、定員を定められた4部門——大土地所有者、都市、商工業会議所、町村落——別に投票する仕組であり、とくに第4部門では、有権者は議員選挙人を選出するにすぎなかった。さらに1882年10月2日、世論におされて改革が行われ、選挙資格が直接税5グルデン納入者に引き下げられたので、有権者は都市で34%、町村で26%増加した。また選挙区画の改正によって、チェヒ人の大地主や資本家が従来よりも多く選出されるようになった。これに続くのが、1896年の改正である。

人代表は、議事進行妨害を好みの武器としてとりあげたので、国会はまったく活動不能の状態に陥り、一方政府は、これにともなって必要な行政を勅令によって行なう頻度が次第に増加し、憲法は停止され、帝国官僚の恣意的支配が行なわれた。⁽¹⁾ また政府と反対党との関係も、民族的・行政的な問題についての不健全な取引関係に堕してしまった。民族的な敵対感情は、大衆の間にもひろくくいこみ、ドイツ人とチェヒ人の間には急進的な民族主義政党が数多く成長し、その結果は1901年の国会選挙に反映したが、これまた重大な危険信号の一つにほかならなかった。⁽²⁾

こうした状況のもとで、オーストリア国家の課題は、大規模な政治的・社会的改革のプログラムをかかげて、自己の徹底的な体質改善をはかる以外にはなかったが、このことは何ら実行されず、ハプスブルク帝国は、激化する民族闘争のうちに、自己のエネルギーをいたずらに消耗するのみであった。これにたいして、自らオーストリア国家の新しい進路を求めて努力したのが、新興の社会民主労働党であった。そこで次に、この党の発生事情とその性格を考察しなければならない。

3. 社会民主労働党の出現

オーストリアの資本主義は、1848年の革命後産業革命の段階にはいったが、1866年普墺戦争に敗れてドイツから切離されたのち、新しい産業立国の方針が立てられて、一段と発展をとげ、その成果は90年代に至って開花したといわれている。その際工業の中心地になったのは、上下オーストリア州・ベーメン・メーレン・シュレジエンなどで、そこには一階級としての工業労働者が形成された。⁽³⁾

オーストリアの社会主義運動は、このような経済的発展に応ずるものであって、1860年代のはじめにはやくもラッサール派やシュルツェ＝デーリツェ派のグループがあらわれ、前者が優勢であった。1867年の憲法で集会と結社の自由がはじめて認められたあと、ラッサール派はマルクス派の協力を得て、各種の自由と普通選挙を要求するプログラムを定め、労働組合も少しずつ組織されはじめた。1869年末にはある程度の団結の自由が認められたが、同時にデモ禁止令が出され、労働運動は警察の弾圧下に進められねばならなくなった。その後1873年の経済恐慌によって労働組合はほとんど壊滅し、労働陣営も、悲惨な衰退のうちに、穏和派と急進派に分裂した。

この恐慌がおさまると、産業の近代化にともなって近代的労働者の数がふえ、労働組合の結成・拡大につれて、社会主義運動も活発化した。しかし、当時のターフェ内閣はこれにたいして何の理解も示さなかったので、労働運動指導者の間には無政府主義的傾向が強くなり、非合法的な直接行動に訴えようとした。その後の相次ぐ弾圧はかえって運動を尖鋭化させ、暗殺・放火・掠奪などのテロ行為が横行したので、政府は1883年ウィーンとその隣接地域に例外状態を宣言し、陪審裁判をやめ、社会主義雑誌の発行を停止し、数百人の同調者を例外法施行都市から追放した。また1886年には、無政府主義

(1) Richard Charmatz, *Österreichs äussere und innere Politik*, 1918. SS. 50-51.

(2) Ludwig Brügel, *Geschichte der österreichischen Sozialdemokratie*, III., 1922. S. 400.

(3) H. Benedikt, *Die wirtschaftliche Entwicklung in der Franz-Joseph-Zeit*, 1958; Hans Mayer (hrsg.), *Hundertjahre österreichischer Wirtschaftsentwicklung 1848-1948*, 1949 など参照.

者の取締まりをかかげる全国的な労働運動鎮圧法が成立し、陪審例外規定とともに1891年6月まで維持された。このようなはげしい弾圧のもとに、急進派は孤立化し、穏和派は無力で、しかも両者はたがいに争いを続けた。

以上のながい苦難の時期を通じて、忍耐強く社会主義両陣営の統一に努力し、運動の再建に成功したのが、ヴィクトル＝アドラー Viktor Adler であった。彼は、運動指導者の選択や機関紙の編集、大衆の政治教育や演説などに非凡な手腕を示し、1887年末にはチェヒ人労働者をも協力させることができた。そしてついに1888年12月30日から翌年1月1日にかけて、ハインフェルトに統一党大会が開かれ、左右両派の社会主義者と労働組合の代表者110名が参集し、有名なハインフェルト綱領 *das Heinfelder Programm* が決定され、ここにオーストリア社会民主労働党⁽¹⁾の結成をみたのである。ハインフェルト綱領では、まず、運動の原則を説明した前文で社会主義社会の建設が述べられたのち、国際主義にもとづく民族問題の解決、国内の民主化、徹底した社会政策と労働者保護などが、要求されていた。オーストリア社会民主党は、ドイツ社会民主党を模範として中央集権的に組織され、労働組合との間には相互の独立性を認めあいながら、以後著しい発展をとげた。1890年代にはいると近代産業の発達はめざましく、数百人の労働者をもつ工場がぞくぞくと生まれて、社会民主党の基盤は拡大し、1893年には「自由労働組合」*freie Gewerkschaft* の連合が組織されて、社会民主党と緊密に結びついた。こうして党の支持者は激増し、党の統一は強固になり、その影響は驚くべき広範囲に及んだ。

しかし、オーストリアの社会主義運動には、はじめから民族的対立という重荷が負わされていた。オーストリア社会民主党は、第二インターナショナルの代表的政党の一つであり、自ら国際主義を誇りとし、またそれ自身「小インターナショナル」とよばれていたが、本質的にはドイツ民族を根幹とする組織であり、⁽²⁾ドイツ人の指導のもとに、その思想や文化もドイツ的であった。しかしオーストリアは、現実には多民族からなる国家であり、領内諸民族の労働者階級は、当面の必要から帝国の支配階級に対抗して同盟を結んだとはいえ、そこには共通な民族文化の基盤がなく、そのうえ至る所にひろがる民族の混住地が、運動に特殊な困難をあたえていた。ここではハンガリーは一応除外し、⁽³⁾狭義のオーストリア国内のみに目を向けよう。領内諸民族のうち、スロヴェニア人その他の南スラヴ人、ルテニア人などは後進民族であり、イタリア人は少数であったから、とくに問題になったのは、チェヒ人とポーランド人であった。そのうちポーランドの社会主義運動は、祖国と民族をドイツ・ロシア・オーストリアの三国に分割されているという特殊事情のもとで、それぞれの支配階級にたいして、それぞれ異なる被圧迫

(1) *Sozialdemokratische Arbeiterpartei in Österreich*. 以下便宜上オーストリア社会民主党とよぶことにする。Brügel, op. cit. S. 399 ff.

(2) James Joll, *The second International 1899-1914*, 1955. p. 117. なおドイツ社会民主党のカウツキー Kautsky は、ヴィクトル＝アドラーの親友で、ハインフェルト大会に参加したばかりでなく、アドラーと協力して、ハインフェルト綱領を作成したことは、有名である。Viktor Adler, *Briefwechsel mit August Bebel und Karl Kautsky*, 1954 参照。

(3) ハンガリー王国内には、ハンガリー社会民主党があり、その下部には、クロアチア、スロヴァキア、ジューベンピュルゲンなど異民族による自治的な党組織があった。ハンガリーについては、*Studien zur Geschichte der österreichisch-ungarischen Monarchie* (*Studia Historica*, 51), 1960, とくに S. 473 ff., S. 489 ff. 参照。

民族や労働者階級と手をにぎって闘わねばならなかったが、オーストリア領ガリチアのポーランド人は、一地方にかたまつて他民族と混住していない好条件をもち、またそこではかなりの自治が許されていたために、社会主義運動も比較的容易で、ポーランドの社会主義者は、1905年までは、オーストリア社会民主党と争うことはなかった。

一方、チェヒの社会主義者とオーストリア社会民主党との関係は、民族運動の進展とともに、次第に困難を加えてきた。三月革命後のチェヒ民族運動の中心に立ったのは、老年チェヒ党 *Alttschechen* で、旧ベーメン王国の制度を復活しようとするベーメン愛国主義をかかげていたが、そこではチェヒ人とドイツ人の貴族が特権擁護のためになお協力していたので、両民族の一般大衆を共同の反抗にかり立てる基盤が存していた。ところがその後、民族資本家と小市民を基礎にする反貴族的な青年チェヒ党が台頭し、チェヒ地方にハンガリーと同じような独自の政権を立てようとし、急速に力をのばして、1890年代には老年チェヒ党を完全に圧倒する勢いを示した。チェヒ民族運動のこのような急進化は、労働者の運動にも影響を及ぼし、彼らの一部は、民族資本家に負けないために、独自の民族運動を展開する必要があると考えるに至り、ここにチェヒ人の社会主義運動には分裂の兆候が現われ、⁽¹⁾ これはやがて労働組合にも波及することとなった。

労働運動の民族的分裂と重大な関係があったのは、1896年のバデニー内閣の選挙法改正である。すでに見たように、この年の4月世論におかれて国会で選挙法の改正が議題となり、その結果従来の制限・間接選挙制に若干の修正が加えられて、新たに第5部門が設けられ、72の議席が民衆の投票に委ねられることになった。この部門には財産資格の制限はなく、満24歳に達し、当該選挙区に6カ月以上定住していればよかったので、300万をこえる新しい有権者が生まれた。こうして部分的に普通選挙権が導入された結果、社会民主党員も下院に選出される可能性が生まれ、翌97年の総選挙では、14名の当選者を出すことができた。それまでは超民族的な共同闘争が必要であったが、不完全ながらも労働者に選挙権が与えられたのちには、各民族の独自性を認めなければ、大衆の票を各民族資本家の党派に奪われる危険が生じたのである。民族的イデオロギーの形成に当って指導的役割をはたしたのは、いうまでもなく中産的市民階級であったが、民族的な思考や感情はすでに広範囲な大衆の心をつよくとらえており、本来労働者階級の国際的連帯性を強調する社会民主党といえども、このことを拒否しえない事実として考慮しないわけにはゆかなかった。労働運動としての性質上、社会民主党は当然大工業の中心地にその拠点をもっていたが、それらは大体において、民族的権力闘争のとくにさかんなベーメン・メーレンの地方に位置していたのである。

民族主義の労働運動への浸透は、程度の差はあれオーストリア内のどの地方にも眺められる現象であったが、このような状況のもとで、オーストリア社会民主党は自身の内部に民族的な区分を認めざるをえなくなり、しだいに民族別の組織が樹立されていった。そして、1897年6月ウィーンに開かれた第6回党大会では、それまでの混乱した関係が

(1) 1890年代後半には民族主義的なチェヒ社会党 *Tschechische Sozialistenpartei* が、社会民主党から離れて樹立され、これは、第二インターナショナルにも加入しなかった。村瀬興雄「ヒトラー主義の形成過程(その1)」(思想1956)5頁参照。

整理されて、⁽¹⁾ はじめてドイツ人・チェヒ人・ポーランド人・ルテニア人・南スラヴ人・イタリア人など各民族の社会民主党の連合組織がつくられ、以後オーストリア社会民主党とは、この連合体を意味することになった。その際これらの民族組織を結びつけたものは、共通なハインフェルト綱領の受容と、2年毎に開かれる全オーストリア党大会、および民族別党執行委員会の全代表によって構成される全オーストリア執行委員会という共通な制度にすぎなかったのであって、各民族組織は、それ自身の特殊な問題を処理するために、自己の党会議と執行委員会とをもち、地方活動と新聞については、完全な自治権を認められていた。

こうして、オーストリア社会民主党は、自己のうちに民族的分裂の可能性をはらみつつ、⁽²⁾ しかも国家と議会が民族闘争の激化の故に活動不能にある現実を前にして、いかにして社会主義の理想を実現するかという、きわめて困難な問題に直面したのである。この問題にたいする彼らの態度を、われわれは、当時の党の公的発言を通じてうかがうことができるが、それによれば、党は、はげしい民族的対立の混乱のさなかではプロレタリア解放のための戦いに力を集中することができぬことを痛感し、民族問題の解決こそ何よりもまずオーストリアの政治的・社会的進歩のための必要条件であるという結論に達した。こうして彼らは、他の国に見られぬ困難な問題と否応なしに取組まざるをえなくなったが、そこには当然一つの重大なジレンマが含まれていた。ヴィクトル＝アドラーの次の言葉は、これをよく示している。「われわれは、現実的な生活のいかなるしるしも示さない階級国家にたいして、戦うことはできない。……われわれは一つの国家、生き生きした近代国家を求めつつあるが、同時にしかしわれわれは、これがわれわれの国家ではないことを完全に知っているという、奇妙な状況が生じている。われわれは、たんにわれわれの闘争を進める基礎を獲得するために戦っているという点で、ヨーロッパの他のすべての国家とちがっているのだ。」⁽³⁾ こうして、コーガンの適切な表現をかりれば、「現存の国家と社会に原則的に反対する政党が、ほかならぬその国家のために再建のプログラムをつくりはじめるといふ、まことに異常な状況が形づくられた」⁽⁴⁾ のである。

では彼らは、民族問題の調整のためにどのような具体的方策を考え出したのであろうか。これをうかがうための第一の手がかりは、1899年9月に開かれたブリュンの党大会である。この大会こそは、オーストリア社会民主党の民族問題にかんする根本的態度を決定したものであるから、次にわれわれは、この大会の審議の過程とその決議案の性格を立入って考察し、そこに含まれる数々の問題点を整理しなければならない。

4. ブリュン党大会の問題点

1897年の新たな党規約にもとづいて予定されていた最初の全オーストリア社会民主党

(1) Brügel, IV., 1923. SS. 315-17.

(2) チェヒ人労働者は、1897年のウィーン党大会の決定をなお不満足なものと考えていた。

(3) Protokoll über die Verhandlungen der deutschen sozialdemokratischen Arbeiterpartei Österreichs 1904, 1904. S. 164; Kogan, op. cit., p. 204.

(4) Kogan, op. cit., p. 206.

大会は、1899年9月メーレンの都市ブリュン Brunn（チェヒ名は Brno）で開かれた。この会議では、民族綱領の採択が議事日程の最も重要な項目になっていたが、そこでは、全オーストリア執行委行会の起草にかかる決議案の原案が、あらかじめ準備されており、バーメン出身のドイツ人 Josef Seliger がまず正式の発言者として立上り、「社会民主党と民族的衝突」(Sozialdemokratie und der nationale Konflikt) と題する演説を行なって、この新綱領の背景を説明した。彼はまっ先に、民族問題にたいする党の関心がまったく正当であることを力説した。彼によれば、民族的な争いの結果最も苦しむものは労働者であり、そればかりか、民族的衝突の現状は、貴族や聖職者に漁夫の利を得させるものである。すなわち彼らは、このような対立を利用して一民族と他民族とを反目させ、特権的勢力にたいして諸民族が一致協力するのを妨げることができる。したがって、諸民族の間に争いをもたらず根本的な原因を解消させ、反動の基礎を一掃するために、一つの解決策が見出されねばならない。⁽¹⁾

次に Seliger は、オーストリア国家の瓦解が真にプロレタリアートの利益であるかどうか、という問題を提起した。これにたいして、彼は答える。「われわれは、このオーストリアのなかでたがいに一緒になって生活しなくてはならないことを、知っている。われわれのなすべきことは、オーストリアの瓦解を防ぎ、諸民族が共に生活できるような方策を見出すこと以外にはありえない。」⁽²⁾ ところで、民族的衝突を除去するためには、各民族自身にかんする諸問題の管理にあたって、当該民族の十分な独立性を認めることが、何よりも必要である。その際民族的な問題は、文化的自由の観点からとりあげられるべきであって、政治的支配の観点からとりあげられるべきではない。

ついで Seliger は、執行委員会によって提出された決議草案を詳細に分りやすく説明し、党大会がこの草案を慎重に審議するよう希望した。そして演説の最後に、多民族国家オーストリアにおける政治生活の基礎を見出すという、党に課せられた任務を、いま一度強調した。⁽³⁾

全オーストリア執行委員会の準備した決議案は、解決の基礎となるべき原則をはっきりと打出していた。この決議案では、支配階級は民族間の争いによって大衆にたいする彼らの支配を維持することができるという理由で、民族間の争いが非難され、平等と理性の原理にもとづいて諸民族間の紛争が解決されることこそ、プロレタリアートの利益になる、とされる。しかしこのことは、真に民主的な連邦国家においてのみ可能であって、官僚的な中央集権主義の政体のもとでは、また歴史的な諸州において固くまもられている貴族主義的特権の体系のもとでは、不可能である。そこで、次の諸点の承認が、諸民族の間に平和を回復するための不可欠の条件とされた。⁽⁴⁾

[1] オーストリアは、民主的な諸民族の連邦国家 Nationalitätenbundesstaat の形態に

(1) Protokoll über die Verhandlungen des Gesamtparteitages der sozialdemokratischen Arbeiterpartei in Österreich, 1899. S. 74. この大会の議事録の重要な箇所は、前掲 Kogan の論文に引用されている。本稿では、これを利用することにする。

(2) Ibid., S. 77.

(3) Ibid., S. 78.

(4) Ibid., S. 74.

においてのみ、存立することを許される。

- (2) この連邦国家を自律的な民族的自治地域に分け、これらの地域ができるだけ人種学上の境界と一致するようにしなければならない。
- (3) 各民族の自律的な諸地域は、完全な自治にもとづいて自己の民族的な（すなわち言語上ならびに文化上の）諸事件を処理し解決するところの、一個の民族的連合体を形づくらねばならない。
- (4) 民族的混住地域における少数民族は、特別の法律によって、その民族的活動を保護されねばならない。
- (5) われわれは、いかなる民族の特権をも認めない。したがって、一つの公用語をつくらうとする要求を拒否するものである。しかし他のいかなる選択も存しないので、われわれは連絡語 *Verkehrssprache* としてのドイツ語の存在を、實際上必要であると考える。これは、他の言葉の排除をとまらう特権であってはならない。

この決議案の審議は、各民族部門の代表者たちに、重要な民族問題についての態度をきめる機会をあたえた。しかもその際かなり違った意見が表明されたことは、明らかに民族的利害の相違を反映するものであって、次にその点を見なければならぬ。まず、その一部だけがオーストリア領内に居住する二つの民族——ルテニア人とポーランド人——の代表は、この決議案の諸原則に完全に同意しながらも、自分たちはそれぞれの特種な民族的状況を考慮しなければならないという、慎重な発言を行なった。すなわち、ルテニア社会主義者を代表する *Hankiewicz* は、ルテニア人の大多数がロシア＝ツァーリズムの民族性剥奪支配のもとに生活しているという事実を強調し、民族的解放は政治的・社会的解放に先立たなくてはならない。「それ故にルテニア社会民主党は、統一された自由なルテニア人が、諸民族の構成する家族のなかに対等な一成員としてその席を見出すことができるように、ルテニア民族全体の解放のために努力するつもりである」⁽¹⁾と述べ、ポーランド社会民主党の代表の一人である *Reger* も、ほぼ同一内容のステートメントを読みあげた。⁽²⁾

しかし、討議に際して最も特徴的な態度を示したのは、チェヒの代表であった。チェヒ社会民主党の指導者の一人 *Němec* は、この決議案に経済的要素が落ちていることを批判したのち、さらに、国家のための共通語を強調することは、決議案の反中央集権的趣旨にも拘らず、結果的にはオーストリアの中央集権主義を強化することになるであろうと述べた。彼の意見によれば、オーストリアが真の民主的国家になったのちに、共通語の問題を解決するにたる時間は充分あるはずであって、現在の国家行政にあたって使われる言葉に意を用いることは、党の仕事ではない。しかしこの決議案の最大の誤りは、彼によれば、民族的・文化的な事項をそれ以外の社会的・経済的事項から切り離している点にあった。そこで最後に彼は、これらの諸点についての修正を示唆し、党大会は若干の問題について意見の相違があるという事実を直視すべきであり、したがって、全民族組織の代表者から成る一つの委員会を選出して、新しい決議案の起草にあたるべき

(1) *Ibid.*, S. 85.

(2) *Ibid.*, S. 108.

である、⁽¹⁾と主張した。いま一人のチェヒ代表 Krejčí は、民主的なオーストリア連邦内の諸民族は自律的 autonom でなくてはならぬという決議案の表現には、変更を加える必要があると提議した。⁽²⁾

チェヒ代表のこれらの発言を通じて、われわれは彼らの立場をうかがうことができる。チェヒの社会主義者たちが、ドイツ語に特殊な地位を——公的に認められた連絡語の地位さえも——与えることを望まなかったことは、彼らもまたチェヒ民族の政治的伝統に従ったことを示すものであるが、⁽³⁾しかしこの言語論争は、実は一層広汎な問題の氷山の一角にすぎなかった。引続いての討議に際して、ドイツ人の代表 Engelbert Pernerstorfer は、この点にかんするチェヒ人の真の意図を、次のように正しく指摘した。⁽⁴⁾彼によれば、一言語問題がすべてなのではない。民族的生存権は、言語の平等の原則によって本質的に与えられるわけではなく、それは、明確な民族的領土の所有を意味するものである。チェヒ人が実際に欲するものは、明らかに国家である、と。これこそ真にチェヒ人の主張の核心をなすものであり、まさにこの点において——漠然と言語上の平等を望んだだけでなく、オーストリア連邦の枠内に政治的・経済的な属性をもつ民族的制度をつくり出そうと望んだ点で——チェヒ社会民主党はチェヒのブルジョアジーと共通していた。ただし、チェヒの社会主義者たちは、歴史的な権利を引合いに出して旧ベーメン王国領 (St. Wenzel の諸地方、すなわちベーメン・メーレン・シュレジエン) をチェヒ民族が支配しなければならぬとする考え方を、反動的なものとして拒否した⁽⁵⁾点で、他のチェヒ政党の多くと異なっており、この点ではむしろ、オーストリア社会民主党の他の民族部門と共通するものがあつたことは、注目し得る。

次に、南スラヴ族代表団の見解に目を向けよう。彼らは、全オーストリア執行委員会の決議草案と本質的に異なる考え方を審議の過程に導入した⁽⁶⁾唯一の社会民主党組織であつて、この見解は、トリエスト出身の南スラヴ代表 Kristan によって表明された。彼によれば、社会主義者は、一つの政治的組織を、基本的に同じであるいま一つの組織と取りかえることに満足すべきではなく、解決は違った線に沿って見出されねばならない。「自由社会の原理は、民族の観念と領土の観念の分離のうちに、その類似物を見出す。」⁽⁷⁾人種学的に区画された地域を創設しても、少数民族の問題は除かれないであらう。

(1) Ibid., SS. 78-79.

(2) Ibid., S. 89.

(3) 1848年の革命の際にも、チェヒ民族はオーストリア帝国議会における自己の代表を通じて、ドイツ語をオーストリア国家の公用語にしようとするあらゆる試みに反対した。Paula Geist-Lanyi, Das Nationalitätenproblem auf dem Reichstag zu Klemensier 1848-49, 1920. SS. 92-93 参照。

(4) Verhandlungen 1899, S. 87.

(5) 1897年に社会民主党の代表がはじめてオーストリア議会に選出されたのち、社会民主党所属の4人のチェヒ人議員は、ベーメンの「歴史的国法」思想の反動的な性格を攻撃する声明を發表し、「かびくさい特権や文書を掘り出すことにたいして、……政治的・経済的・民族的・文化的に圧迫されたチェヒ民族の圧倒的多数の注意をその物質的ならびに精神的な窮境からそらせ、彼らの注意を空想的な国法 Stadtsrecht の邪道に誘いこもうとする意図にたいして」抗議した。Kogan, p. 209; Hantsch, Nationalitätenfrage, S. 79.

(6) これは、別個の決議草案としても提出された。その原文は Verhandlungen 1899, S. XV. に収められている。

(7) Ibid., S. 85.

う。なぜなら、人口の異動は、民族性を基礎にして領土を分けようとするいかに手際のよい計画をも、狂わすおそれがあるからである。「民族が、一つの領土のなかに生活する人口としてではなく、特定の民族たることを要求するすべての個人の総計として定義される場合にのみ、権利の平等は可能であるということを、われわれははっきりさせなくてはならない。」⁽¹⁾ 発言者は、この構想を詳細にわたって説明することはなお不可能な段階にあると述べ、領土を離れた組織の例としてカトリック教会をあげるにとどめたが、要するに論者の趣旨は、執行委員会の提示した決議案も、とくに混住地域における民族的摩擦の可能性を除去するものでないというにあったのである。こうして、民族問題を個人 *Persönlichkeit* の原理にもとづいて解決しようとする考え方が、オーストリア社会民主党の会議に導入されたが、この着想は、ブリュン会議の直前カール＝レンナー *Karl Renner* によってはじめて組織的に述べられたものであって、⁽²⁾ レンナーはその後この着想をさらに発展させ、オーストリア国家改造のための示唆にとんだ自己のプランのなかにとり入れたことは、のちに見る通りである。

決議案の審議を通じて注目されるいま一つの点は、いわゆる「純粋国際主義」 *reiner Internationalismus* の傾向が、そこに依然として見られることである。代表のあるものは、党は民族問題に熱中することによって、国際的な労働者運動としての固有の役割を踏みはずしつつあると主張し、総じて民族問題は人為的なものであり、働く大衆を混乱させ分裂させるために、主としてブルジョアジーによって作りあげられたものではないか、という問いを発したが、このような態度は、ドイツ語を公認語として使うことにチェ人がつよく反対したとき、それにやり切れない反撥を感じた人びとの間に、しばしば現われたものである。たとえばザルツブルク出身のドイツ人代表 *Prehauser* は、「民族間の闘争はまったくブルジョア的な事柄であって、われわれには何の関係もないことである。ドイツ語は、われわれが、またわがチェヒの同志たちが好むと好まぬとに拘らず、文化とコミュニケーションの言葉であることをやめないであろう」⁽³⁾ と語り、またウィーンの *Winarsky* も、言語問題についての過敏さをほとんど同じ言葉で批判し、⁽⁴⁾ ドイツ語が共通語であるという事実は、この会議においてさえ見られるところである、と述べた。トリエスト出身のイタリア人 *Guerin* も、民族問題に関心を抱くのはブルジョアジーだけだ、という意見を示し、⁽⁵⁾ またポーランドの社会主義者 *Liebermann* は、断固として次のように述べた。「民族問題は、われわれの活動のあまりにも多くを奪ってしまう。…ブルジョア諸政党がささいな民族主義的光景に熱中するにしても、大衆はイデオロギー的な言葉で考えもしなければ、行動もしない。彼らは、自分たちの経済的利害を忘れることはできないのである。」⁽⁶⁾ 純粋国際主義がここでは理論的な立場で語られているよりも、むしろ現実に則したものとして述べられていることは、記憶する必

(1) Ibid.

(2) Renner が *Synopticus* という仮名で発表した *Staat und Nation*, 1899 という書物のなかで、述べられている。

(3) *Verhandlungen* 1899, S. 80.

(4) Ibid., S. 91.

(5) Ibid., S. 86.

(6) Ibid., S. 91.

要がある。

審議が終ったとき、発言者たちの示唆した線に沿って決議案を修正するために、一つの委員会が設けられ、この委員会の仕事の成果は、ふたたび Seliger によって党大会に報告された。彼は、論議の多くが五つの原則の言葉使いをめぐって行われたことを告げたが、委員会によって修正された新しい五原則は、次の通りである。⁽¹⁾

- (1) オーストリアは、民主的な諸民族の連邦 Nationalitätenbundesstaat に改組されねばならない。
- (2) 歴史的に形成されたオーストリア諸州 Kronländer を廃止して、民族的に区画された自治的な諸地域を設け、その立法と行政は、普通・平等・直接選挙にもとづいて選出される民族議会 Nationalkammer によって行なわれるものとする。
- (3) 同一民族のすべての自治行政区域は一緒になって、民族的に統一された一つの連合体 Verband を形成し、この連合体は、当該民族の民族的諸事件を完全に自治的に処理するものとする。
- (4) 少数民族の権利は、帝国議会 Reichsparlament によって決議さるべき特別の法律によって、保護される。
- (5) われわれは、どのような民族的特権をも認めず、それ故に、一つの国家語 Staatsprache をつくろうとする要求を拒否する。共通語 Vermittlungssprache がどの程度に必要であるかは、帝国議会が決定するであろう。

続いて Seliger は、これらの原則が具体的にどのような働きをするかについて説明したが、それによれば、例えばベーメンの自治的なドイツ人地域のすべては、ドイツ人のアルプス諸州（現在のオーストリア共和国）と共に、オーストリアの全ドイツ人の民族的な事務を管理する一つの連合体に結びつけられる筈であり、また新しい自治行政区域は、大体において、旧来の州と同じ機能をいとなむ筈であったが、国家全体にかんする事項は、帝国議会の手に残される予定であった。なお Seliger によれば、新しい修正案は委員会でほとんど異議なく採択されたが、唯一の反対投票を行ったのは、南スラヴ党の代表であった。しかしこの反対投票は、個人の原理を基礎とする解決の方が一層望ましいという意向をあらわしたものであって、決議案の原則にたいする反対を示したものではなかった。最後に Seliger は、社会民主党が民族問題について解決策をもっていること、またこの解決策を実行にうつす決意において一致していることを外部に示すために、修正された決議案を満場一致で採択するように希望した。⁽²⁾

審議の終りにあたって、チェヒ党の指導者 Némec がふたたび立ちあがり、原案にみられた若干の中央集権的傾向について憂慮していたことを、あらためて告白するとともに、⁽³⁾ いまやこの障害がとりはらわれたこと、そしてこのことは、同じ階級の成員の共通の利害が民族的な意見の相違にうちかちうることを証明していると述べた。そして彼もまた、社会民主党がオーストリアにおける唯一の進歩的勢力であることを世界に示すために、決議案を満場一致で採択することが望ましいと附言した。この採択によって、

(1) Ibid., S. 104; Brügel, IV., S. 339.

(2) Verhandlungen, 1899, S. 107.

(3) Ibid.

修正決議案の諸原則は、オーストリア社会民主党の民族問題にかんする正式の見解および対策として、確定されたのである。

1899年秋のブリュン党大会は、オーストリア社会主義の発展のうえで、きわめて重大な意義をもっているが、ここでは取りあえず次の三点を指摘しておきたい。まず第一に、この国の社会民主党が、2年に一度の大会の議事の大部分を、同時代の社会主義思想の範囲外の問題に捧げたということは、それ自身はなほだ注目すべき事柄であったといわねばならない。第二に、この大会の討議と決議を通じてみられる重要な特徴は、社会民主党が、オーストリア国家改造のプログラムを定式化したことによって、暗黙のうちにハプスブルク帝国の維持をその政策の目標として受け入れたということである。オーストリア社会民主党のこのような態度が、ドイツ社会主義の創始者たちの構想とまったく異なるものであったことは、明らかである。マルクス・エンゲルスにおいては、ハプスブルク帝国はふるくさい政治的構成物であり、それは専制ロシアの進出と汎スラヴ主義の拡大に抵抗することによって、一時は有益な機能をはたしえたにしても、究極的には解体に運命づけられたものと考えられていた。彼らの直接の目標はつねに大ドイツ共和国であり、ハプスブルク帝国解消ののちには、領内のドイツ人地域は当然ドイツ共和国に含まるべきものであった。⁽¹⁾ またラッサールは、1859年イタリア統一戦争中に書かれたパンフレットのなかで、さらにはげしい言葉を使ってオーストリアを反動的原理の権化とよび、「オーストリアは寸断されねばならない。破壊され、おしつぶされねばならない。……その灰は、世界の津々浦々に投げすてられねばならない。」⁽²⁾ と述べている。

かように、ドイツ社会主義の創始者たちが西ヨーロッパ型の同質的な単一民族国家を心に描いていたのに、オーストリア社会民主党は、ブリュン綱領の採択によって、これとはまったく違った政治思想の伝統をうけ入れたのであった。1848—49年の革命に際して、チェヒ民族の指導者 Palacký およびスロヴェニア人の代表 Kaučič は、オーストリア帝国議会の憲法起草委員会で、歴史的な諸州を廃止し、ハプスブルク帝国を諸々の民族的領土の連合体に改造することを、はじめて提唱した。⁽³⁾ この構想をひきついだクレムジール Kremsier 議会の帝国憲法草案は、反革命の勝利のために日の目を見なかったけれども、オーストリア連邦主義の考えはその後もとを絶たず、19世紀後半に公表された Alfred Fischhof の憲法案の構想は、クレムジール草案をさらに一歩進めたものといわれている。ブリュン党大会の数年後に提示された二つのプログラム——ドイツ人の自由主義者 Richard Charmatz およびジーベンユルゲンのルーマニア人 Aurel von Popovici によるもの——も、一般によく知られている。⁽⁴⁾ オーストリア社会主義のア

(1) 1848年のドイツ革命の際にもマルクス・エンゲルスが「単一ドイツ共和国」の建設を主張したことは、周知の事実である。拙著「三月革命」66頁参照。「革命と反革命」もこの趣旨でつらぬかれている。この問題を扱った研究としては、Solomon F. Bloom, *The world of nations, a study of the national implications in the work of Karl Marx*, 1941がある。とくに当面の関係では pp. 42—43, p. 141 参照。

(2) Ferdinand Lassalle, *Gesammelte Reden und Schriften*, hrsg. v. E. Bernstein, I., 1919. S. 60

(3) Hantsch, *Nationalitätenfrage*, S. 44 ff.; 拙稿「パラツキーとオーストリア＝スラヴ主義について」(北大法学政治学論集, 1960) 参照。

(4) これらの思想家たちについては、Hantsch, op. cit., S. 83 ff. 参照。なかんづく Popovici の《Die Vereinigten Staaten von Grossösterreich》は、いろいろと論議された書物である。

オーストリア社会民主党と民族問題

ブローチの仕方が、オーストリア連邦主義の他の代表者たちと異なっていたにしても、ブリュン綱領は、その本質において、1848年の革命に端を発する近代オーストリア連邦主義の流れに連なるもの、ないしそれを一步進めたものといって差支えない。オーストリア社会民主党のこのような思想が、当時の歴史的現実のなかでどのような意義をもちえたかは、次章以下において詳細に検討することにしたい。

第三に注目する必要があるのは、ブリュン綱領が結局において、オーストリア社会民主党の内部に存在した民族問題にかんするさまざまな見解の妥協的綜合にほかならなかった、ということである。しかもその妥協がどのような線に沿うものであったかは、ブリュン大会の審議の跡をたどることにより、またとくに決議案の原案と最後の修正案とを比較することによって、はっきりと知ることができる。最終案では、民族的に区画された自治的地域に、はっきりした立法上・行政上の機能が割当てられているのに、原案は、この点については、はるかに曖昧であった。むしろ原案を起草したオーストリア社会主義者たちにとっては、民族問題は主として文化や教育の領域に関するものと考えられていたのに、最後の修正案が領土的な線に沿って民族的自治を擁護していることは、見のがすことができない。この重大な変化は、民族問題を文化や言語の点からだけでなく、同様に政治的制度的問題として取りあげたチェヒ人にたいする譲歩を示すものにほかならなかった。共通語問題への慎重なアプローチも、チェヒ人をなだめるのがその狙いであった。南スラヴ代表団によって提示された、領土を離れた民族の文化的自治の構想も、このような状況のもとでは結局拒否されねばならなかった。このことは、要するにオーストリア社会民主党の内部でチェヒ党のしめた比重の大きさを示すものであり、ブリュン綱領は、チェヒ人の見解を重視しながらの妥協的結論であったといわねばならない。⁽¹⁾

ところで、このような性格をもつブリュン綱領は、はたして民族問題の調整によく役立つことができたであろうか。またオーストリア社会民主党の民族理論は、その後の時期においてどのような展開を示したであろうか。

5. カール＝レンナーとオットー＝バウアーの民族理論

オーストリア社会民主党の民族理論の発展のうえで、最も重要な役割をはたしたのは、カール＝レンナーとオットー＝バウアー Otto Bauer である。彼らもまた、ブリュン大会に示された諸々の見解や、それらの妥協的結論ともいうべきブリュン綱領の原則を、多くの点でとりいれ、発展させながら、それぞれの立場から、オーストリア国家改造の注目すべきプログラムをつくりあげたのであった。そこで、これら二人の思想の内容と特色を、以下順を追って検討し、その歴史的意義を明らかにしなければならない。

まずカール＝レンナー⁽²⁾からはじめよう。彼の民族理論をうかがうための材料は、

- (1) したがってブリュン綱領は、支配民族としてのオーストリア＝ドイツ人の地位を放棄することを意味したから、ドイツ民族主義者からは「許しがたいスラヴびいき」として非難されねばならなかった。ドイツ人党员たちは、なお中央集権主義に未練をもっていたのである。
- (2) Karl Renner (1870-1950) は、オーストリア社会民主党右派の中心人物で、法学者としても有名である。第一次大戦後オーストリア共和国首相(1919-1920)となり、さらに第二次大戦後大統領(1945-1950)となった。メーレン農民の子で、19世紀末から20世紀初頭にかけてのオーストリアの民族的混乱を身をもって経験し、また議会の図書館員のとき、民族と文化の関係の研究に専心したが、その思想形成に大きな影響を与えているといわれる。

次の数々の書物であって、そのうち最初の二つは Synopticus, あとの三つは Rudolf Springer という仮名のもとに、出版されている。

Zur österreichischen Nationalitätenfrage, 1899.

Staat und Nation, 1899.

Der Kampf der österreichischen Nationen um den Staat, 1902.

Grundlagen und Entwicklungsziele der österreichisch-ungarischen Monarchie, 1906.

Österreichs Erneuerung, 1916.

民族問題にかんする彼の著作は、このようにかかなり長期にわたっており、その間若干の変化を示しているとはいいいながら、思想の核心は全体を通じてほとんど変わっていないので、これらの書物を手がかりに、レンナーの民族理論の全構想を整理し、まとめてみることは、それほど困難ではない。⁽¹⁾ 彼の全論文をつらぬく基本的契機は、民族の自治、民族の同権、個人原理の導入の三つであり、それらにもとづく彼のプログラムは、「二次元の連邦」Zweidimensionale Föderation 理論の名でよばれている。

レンナーによれば、オーストリア国家改造計画の眼目は、中央政府と国民各人の関係だけを問題にする現在の「中央集権的＝原子論的憲法」zentralistisch-atomistische Verfassung を、同じ権利をもつ諸民族を基礎にする「有機的憲法」organische Verfassung ととりかえる点にある。新しい国家形成の基本となるべきものは、ベーメンの国法 Staatsrecht 信奉者や身分的分立主義 ständiger Partikularismus の擁護者が望むような「領土的連邦主義」territorialer Föderalismus ではなくて、人民の自由な同意に支えられ、一民族のあらゆる成員をひとしく自由な発展の可能性に関与させる、温和な「民族的連邦主義」nationaler Föderalismus でなければならない。この目的を達成するために、帝国の全領土は、諸々の民族的地域 nationale Territorien のゆるい結合に改めらるべきであり、それらの地域は、同一民族の緊密な集団の居住する地帯を当然含まなくてはならない。レンナーがこのような民族的地域として考えたのは、Alpenländer（今日のオーストリア）、Sudetenländer, Karstgebiet, Ungarn, Siebenbürgen, Karpatenvorland の六つであったが、⁽²⁾ これらは、歴史的行政区画である州 Provinz の境界とは、もとより一致しない。なぜなら、大抵の州では、二つないしそれ以上の言葉が使われているからである。しかしこれらの民族的地域も、同一民族のすべてを含むことができるとは限らない。なぜなら、オーストリアの全土にわたって民族的混住地帯というものがあり、⁽³⁾ とくに大都市にはさまざまな民族に属する人びとが住んでいるからであって、彼らもまた自己の民族的権利を放棄しなければならない筈はなく、自民族の文化的自治にあずかる権利がある。それ故、個人的共同体 personelle Gemeinschaft と地域的共同

(1) レンナーおよびオットー＝バウアーの民族思想の理解については、Hantsch, Geschichte Österreichs, II.; Hantsch, Nationalitätenfrage; Kogan, op. cit.; G. D. H. Cole, The Second International 1889-1914, II., 1956 などに負う所が多い。

(2) Hantsch, Geschichte Österreichs, S. 468.

(3) Springer, Kampf der Nationen, SS. 35-36. しかし彼がこの問題を取りあげたとき、具体的にはドイツ人の立場で考えていたことは、否定できない。彼が少数民族というとき、それはとくに、スラヴ人やマジャール人の居住区域のなかに重要な孤立した言語範囲 Sprachinsel をもつドイツ人に関係していたと思われる。

体とが並行し、個人の原理 *das Personalprinzip* が地域の原理 *das territoriale Prinzip* を補完しなくてはならない。すなわち、オーストリアの全住民は自ら特定民族に属することを宣言して、その民族台帳 *Kataster* に登録されるべきであり、これによってその民族共同体 *nationale Gemeinschaft* の権利を享受することができるのである。これが、レンナーのいわゆる *Nationsuniversität* であって、彼は、ドイツ人・チェヒ人・南スラヴ族の三つの民族共同体を提案している。⁽¹⁾ したがって、ある民族の一員たることは、個人的選択の事柄であり、各民族の全成員の構成するこの単一共同体は、公的な法人格として、あらゆる民族的な事柄を処理する権限をもたねばならない。しかしながら、レンナーにおける民族的自治 *nationale Autonomie* とは、その民族の文化的な諸問題、とくに学校と言語の問題における自治を意味するものであった。彼によれば、諸民族の間に物議をかもしやすい主要な問題は、文化と教育に関するものであり、近代に入って国家が宗教の領域から手を引いたことによって、宗教的平和がはじめてもたらされたように、領土的境界と無関係に個人の共同体として組織された民族にこれらの事項を委ねることこそ、民族間の平和を回復するための必要条件である、というのが、レンナーの考え方を支える前提だったのである。⁽²⁾

ところで、この「民族共同体」は、前述の「民族的地域」とはどのような関係に立つであろうか。すでに見たように、レンナーはオーストリアをできる限り民族的に同質な若干の地域に分けようとしたが、これらの地域は自己の地方議会 *Landtag* をもち、また大幅な自治権をもつべきものであった。しかしそれにも拘らず、「民族的地域」の自治権は、「民族共同体」のそれとは当然に異ならなくてはならない。「地域」は、同一民族の緊密な集団の居住地帯を含む点で「民族的」であるにしても、その機能は、原則的には、⁽³⁾ 民族性に無関係な行政上の諸問題を処理するにあり、文化的な事柄は「民族共同体」が処理すべきものと考えられた。これについてレンナーは、次のように述べている。「われわれは地図のうえに、二重のネットワークをつくらねばならない。われわれは民族的な事柄と政治的な事柄とを区別し、国家活動の総体を二つに切りはなさなくてはならない。われわれは住民を二度組織しなければならない。一度は民族性の線に沿って、二度目には国家への関係において、そしてそのたびごとに違った形の行政単位に。」⁽⁴⁾ とはいえ、「地域」と「共同体」とはもとよりまったく無関係ではありえない。それどころか、両者はたがいに連邦国家的関係に立ち、それ自身の代表機関と政府とをもつべきであった。たとえば、民族的に同質なA地域は、民族的に異質な地域にある同じA民族の個人単位の自治的共同体と一緒にあって、自己の民族会議をもつべきであり、この会議は、オーストリア国家内のA民族の最高代表機関であって、実行機関たる政府をもち、文化的な目的のために、その民族成員に課税する権利をもたねばならない。

しかしながら、それだけではなお不十分であって、最後に、個々の成員によって生活上必要と認められる全帝国が取りあげられねばならない。レンナーによれば、全帝国

(1) Hantsch, op. cit.

(2) Springer, op. cit., SS. 61-62.

(3) 民族的に同質な地域は、行政的機能のほか、文化的な問題に権限をおよぼすこともありうる。

(4) Springer, Grundlagen, S. 208.

Gesamtreich は対外的な全体権力 Gesamtmacht として、また防衛上・経済上の一体 Wehr- und Wirtschaftseinheit として、一つのまとまりをもち、その一体性は、民族的・地域的諸政府の代表によって構成される全国政府 Gesamtregierung および帝国代表機関 Reichsvertretung (帝国議会 Reichsparlament) を通じて維持される。そしてこの帝国議会においては、民族的な問題は話題にならないであろうし、全国政府もまた民族的な問題には関らずにすむであろう。——以上がカール＝レンナーの民族理論の大意である。

レンナーの構想は、要するにオーストリア国内に民族共同体と民族的地域という二つの組織系統をつくり出し、これら両組織の協力によって全国の統一的支配を行おうとするものであり、これによって旧来の王朝的統治方式を清算し、各民族に十分な文化的自由を与えながら、政治的中央権力によって統治することができると考えたのである。このプランは、オーストリア国家の民族的混乱を身をもって体験したレンナーが、苦心してつくり出した、含蓄にとんだ成果であって、青年らしいオプティミズムに充たされ、国家の運命にたいする彼の生き生きした関心をよくあらわしている。

しかしそれにも拘らず、ハンチュの指摘するように、⁽¹⁾ レンナーの構想は二つの重大な欠陥をふくんでいた。まず第一に、それはあまりにも理論的構成物としての性格が強く、まさに実現不可能なことを要求したものであった。彼の提示した複雑な国家機構を操縦するにあたっては、はかりがたい困難が予想され、各官庁の間にたえず権限争いの起ることは、必至であった。また、そもそも民族的地域の境界設定からして、非常な困難に遭遇しなければならぬことは明らかであり、とくに、オーストリア＝ハンガリー帝国の不自然な国境をそのままにして、その内部に各民族の自治的地域を設けることは、ポーランド人やルテニア人のように帝国国境のかなたに多数の同胞を残している民族にとっては、不可能な事柄であった。⁽²⁾ 民族的な対立についても、帝国議会が民族的な地方議会 Landtag によって責任を免除されるという保証があるわけではなかった。現実政策のうえでは、政治・経済と文化とは、レンナーの考えたようにはっきり分けられるものではなく、全体に共通な利害といっても、実際には民族的な生活に関係ある事項の集まりにほかならなかった。ブリュン党大会の決議においても、民族的な文化問題の範囲と中央政府の扱うべき共通問題の範囲についての区別は不明瞭であったから、党内のドイツ人はその後も経済問題を中央政府で扱うことを要求し、ポーランド人やチェヒ人はこれに反対していたのである。⁽³⁾ これらの点からみて、レンナーの構想は、非現実的な混乱したメカニズムの提唱であったといわねばならない。

第二の欠陥は、急激な変革に反対する諸勢力のほとんど克服されないほどの強さが見のがされている、という事実である。オーストリアではすでに長く存続してきた多くの歴史的制度が、人間の生活関係のなかに深く根をおろしており、とくに王朝的伝統に根ざす帝国官僚が、旧来の官僚的行政組織全体を危険にさらす恐れのある強制的干渉にたいして、頑強な抵抗を試みるであろうことは、火を見るよりも明らかであった。さらに、

(1) Hantsch, op. cit.

(2) 村瀬・前掲論文(思想)6頁。

(3) 村瀬「ヒトラー」162頁。

オーストリア社会民主党と民族問題

レンナーの新秩序がチェヒの政治家たちの同意を勝ち取ることは、ほとんど考えることができなかつた。なぜなら、レンナーのプランは彼らの未来にかける国法的な希望を消滅させるものであつたし、とくに青年チェヒ党の急進主義が高揚した当時において、もはや民族の文化的自治をもってチェヒ人を満足させることは、不可能に近かつたからである。もつとも、20世紀のはじめに、レンナーの構想に近い線で民族的対立の緩和された事実が、ないわけではなかつた。⁽¹⁾ 1905年メーレンの地方議会はドイツ人部門とチェヒ人部門に分割され、各部門は、民族別の選挙組織で議員を選ぶことになった。また各町村は、自己の役場内の公用語と外部との連絡語を自ら決定しうるだけでなく、州の中央官庁との連絡語も任意に定めることができた。さらに教育の面でも、各地に民族別の学校と教育委員が定められ、州教育委員会もドイツ人とチェヒ人の二部門から成ることになって、各民族の自治権が一応うち立てられ、民族的対立はかなり緩和された。この方式は、1910年にはブコヴィナ州で、また1907年と1914年にはガリチア州で同じ成功を収めている。しかし、チェヒ・ドイツ両民族ともに少しでも不利になることをこぼんだベーメン州では、ついに協定が成立しなかつたのである。このような現実の事態に十分な考慮をはらっていないレンナーのプランは、やはり空想的オプティミズムという非難を免れることはできないであろう。

カール＝レンナーと並んで、オーストリアの民族問題にかんする重要な構想を展開したのは、オットー＝バウアー⁽²⁾である。この問題にかんする彼の主要な著作は

Die österreichische Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie, 1907. (1924²)
Die österreichische Revolution, 1923.

で、とくに前者は、マルクス主義の重要文献の一つとされている。以下主として前者を手がかりに、20世紀初頭の彼の思想の特徴を明らかにしよう。

バウアーもまたレンナーと同じく、民族問題を文化的・個人的側面からとらえようとした。バウアーによれば、民族とは本来歴史的な概念であつて、共通の伝統にもとづくさまざまな行動を自由に行うることを要求する。その際、言語の共通ということは、民族性を形成する重要な要素ではあるが、民族を識別する十分な基準とはなりえない。民族の重要な特色は、その固有の文化と生活様式であり、したがってオーストリアの民族問題は、主として文化的自治の問題である。すなわち、各民族の居住地におけるすべての問題、とくに教育・芸術・宗教・社会的慣習・儀礼など民族的生活様式と関係のある問題を、その民族自身の言語と習慣にしたがって自治的に処理する権利を認めることが、必要なのである。⁽³⁾

しかしバウアーは、レンナーのように文化と政治・経済とを極端に区別することには反対であり、レンナーの構想をうけつぎながら、それを社会主義思想全体のなかへ一層

(1) Hantsch, Nationalitätenfrage, S. 62.

(2) Otto Bauer (1882-1938) は、オーストリア社会民主党左派の代表的人物で、オーストリア＝マルクス主義の指導的理論家の一人。第一次大戦後1918年から翌年にかけてオーストリア共和国外相となる。第一次大戦中ロシア軍の補虜となり、革命を経験した。1934年のウィーン一揆後は、亡命してチェコおよびフランスから党を指導した。

(3) Cole, op. cit., p. 552 ff.

深くすえつけようとしたのであった。いいかえれば、階級闘争と民族の自由や自治のための闘争とを一致させることが、彼の主要な問題だったのである。「資本主義社会においては、労働者階級は民族的な文化共同体から閉め出されており、支配的所有者階級のみが、民族の文化的遺産を横領している。社会民主党は、人民の労働の所産である民族文化を、全人民の所有物たらしめ、それによってすべての同胞を民族的な文化共同体に結びつけ、こうしてはじめて文化共同体としての民族を実現しようと努力するものである。」⁽¹⁾ すなわち、階級闘争のみが、ある民族の権利と文化財を労働者階級に所有させるのであり、したがって、民族は階級闘争においてはじめて、自己を完全なものにすることができるのである。しかも、階級闘争はすべての民族に共通するから、民族の文化的自治 *Kulturautonomie* は、あらゆる労働者階級の共通の要求となる。

ところで、オーストリア国家の現状はどうであるか。現在の市民的＝原子論的＝中央集権的憲法 *bürgerlich-atomistisch-zentralistische Verfassung* は、国民各人 *Staatsbürger* を考えにいれるだけで、法的統一として民族 *Volk* をまったく認めていないから、各民族は、民族的な党派に組織された自分たちの議員を通じて自己の要求を表現するほかはなく、またその議員たちは、民族的利害の代弁者として、ますます勢力の拡大につとめ、こうして党派形成と民族闘争とは、権力闘争としての性格をおびるようになる。これが、好ましくない現在の民族的対立の姿である。そこで「あらゆる民族の労働者階級は、各民族に一つの確実な権力範囲 *Machtsphäre* を割当てることによって諸民族の権力闘争を終らせるような憲法を、そして、各民族に自由な文化的発展の可能性を与え、あらゆる民族の労働者たちに自己の民族文化への関与を期待させるような憲法を、要求する。」

ここから、またしても個人の原理 *Persönlichkeitsprinzip* に帰着する改革のプログラムが生まれる。⁽²⁾ バウアーによれば、オーストリアは、民族的に区画された諸々の自治体 *Selbstverwaltungskörper* のうえに組立てられる、民主的な多民族国家 *demokratischer Nationalitätenstaat* となること、必要である。このような民族自治体の立法と行政とは、一般・直接・平等選挙権にもとづいて選出される民族議会 *Nationalkammer* の手によって行われる。そして、同一民族の全自治体は、民族的に統一された一つの連合体 *Verband* を形成しなければならず、この連合体は、その民族的諸問題を完全に自治的に処理しうる権限をもつ。一つのまとまった民族居住地帯のなかの少数民族は、公的＝法的団体 *öffentlich-rechtliche Körperschaft* としての性格をえて、自己の学制を自治的に管理しなくてはならない。

ところで、バウアーの見解によれば、オーストリアにおけるこのような構成は、行政共同体 *Verwaltungsgemeinschaft* の国際的組織、すなわち国際法共同体 *Völkerrechtsgemeinschaft* の中核となりうるものである。すなわち、民族共同体 *nationales Gemeinwesen* を自治的な構成員として、新しい種類の一大国際共同体の成立が、可能である。共同して自然を支配するために、文化にあずかる人間全体を糾合すること、人類を自治的な文化共同体に編成して、それぞれ自己の民族的文化財を享受し、自己の民族文化の

(1) Bauer, *Nationalitätenfrage*, S. 405 ff.

(2) Bauer, *op. cit.*, SS. 325-39.

一段の発展をはかることができるようにすること、これが、社会民主党の民族的な究極目標である。(1)

バウアーのこの思想は、たしかに将来の国際連盟や国際連合の構想に通ずるものを含んでおり、彼が、多民族国家オーストリアの生活体験のうえに、来るべき時代への鋭い予見を示したことは、注目すべきものがある。しかしながら、現実の歴史はこのような国際的ヒューマニズムとはまったく違った方向に進み、バウアーがこの内容豊かな書物を書いてから約10年の後に旧ハプスブルク帝国の地盤のうえに成立した数多くの主権的民族国家は、市民的ナショナリズムに強くつらぬかれており、民族間の争いを消滅させるには程遠かった。その意味で、バウアーのすぐれた理想も、当時の具体的条件のもとでは、文化的楽天主義の幻想とみられ、反動的なものとして批判されても、やむをえない一面があったといわねばならない。しかしこの点については、後章でさらに立入って検討されるであろう。

6. オーストリア国家容認の問題とバウアーの思想的变化

次にレンナーとバウアーの民族理論を比較し、両者の共通点とその意義について、さらに考察を進めねばならない。

まず第一に注目すべき点は、レンナーとバウアーが、程度の差はあれ、ともに民族問題を主として文化的側面からとらえ、それと関連して、個人の原理を民族問題解決の基礎にしていることである。この考え方は、すでにブリュン党大会で南スラヴ代表によって提起されたものであったが、レンナーとバウアー、ことに前者においては、理論体系全体のなかで中心的地位を与えられている。その理由は、いかに境界をおきかえてもどこかに民族混住地域が残り、少数民族が多数民族の手で不当に取扱われることが避けがたい限り、オーストリアに民族間の平和をもたらすためには、領土的自治だけでは不十分であり、個人的自治の線に沿っての解決がぜひとも必要であると考えられたためであった。(2) しかし、二人の社会主義者のこのような技術的提案は、さらに一層深いイデオロギー的基礎をもっていたことも、看過してはならない。(3) 彼らにあっては、個人的自治の考えは、プロレタリアートの性格をあらわし、またその使命をあらわすものと思われた。近代においては、人びとはもはや土地にしばりつけられてはいないし、さらに資本主義は、提供される有利な労働搾取の機会に応じて、プロレタリア大衆をここかしこに移しつつある。それ故に、人種的な境界で諸民族の居住地を区画することは、もはや不可能であり、のみならずこのような仕方は、領土の経済的統一をやぶるおそれさえある。労働者階級は、文化の伝達を媒介するものとしてのみ、民族に関心をもつ。こうして、旧貴族が歴史的な州の観念を固守し、ブルジョアジーが自己の利益をあらわす民族国家の観念を擁護するのにたいして、民族の文化的自治の旗印をかかげることこそ、プロレタリアートの使命である。(4) と、二人に見られるこのような文化的・個人的自治

(1) Hantsch, op. cit., S. 74 f.

(2) Springer, Kampf der Nationen, SS. 35-36.; Bauer, Nationalitätenfrage, SS. 325-39 参照.

(3) Rudolf Schlesinger, Federalism in central and eastern Europe, 1945. p. 210.

(4) Springer, Grundlagen, SS. 56-57.

のプランは、公式には社会民主党の綱領の一部にならなかったけれども、当時の指導的な社会主義者たちに受け容れられ、さらに二人の著作は、オーストリア社会主義の陣営をこえて、各方面に大きな関心をよび起したといわれている。⁽¹⁾ われわれはこの考え方のうちに、西欧ヒューマニズムの思想的伝統をみないわけにはゆかない。

これと関連して、第二にとりあげなければならないのは、オーストリア社会民主党にみられる、超民族的なオーストリア国家保存の態度である。ブリュン綱領・レンナー・バウアーの間に若干の相違が見られるにしても、それらの構想がいずれも全体としてのオーストリア国家の枠組の容認を含んでおり、そのために、帝国の解体につながる「民族自決」Selbstbestimmungの原則を採用しなかったことは、すでに見た通りである。しかし、彼らの考えた超民族的国家の保持とは、そもそも何を意味したであろうか。

その際まずわれわれの注意をひくのは、彼らの国家保存的意向が、ハプスブルク王朝に好意的であるとか、王国的であるとかいう意味ではなかった、ということである。すでに見たように、レンナーはオーストリア国家の一体性を重視したけれども、それは、ハプスブルク王朝に積極的の意味を与えたことではなかった。彼によれば、ドナウ地域における国家＝権力構成の新たな形態を、王室から期待することは不可能である。「王室の任務は、ただもちこたえること、帝国の統一の一片をも放棄しないこと、いかなる改革にも不利益を与えないこと、その他の点では、かり立てられ、呼ばれるまで待つこと、でしかありえない」という言葉は、まことに興味深い。⁽²⁾ バウアーにおいても、オーストリア国家の存立は、ハプスブルク王朝に依存するものではなかった。旧来の王朝の統治様式にとってかわるものは、民族性の原理 Nationalitätsprinzip であるが、バウアーによれば、この原理は国制 Staatsverfassung の原理であって、国家形成 Staatsbildung の原理ではない。⁽³⁾ したがって民族自決ではなく、民族の自治がとりあげられねばならない。民族的自治は、個々の民族に確実な権力範囲 Machtsphäre を与えはするが、しかし固有の経済領域や自身の軍隊を、したがってまたそれ自身の外交政策を与えるものではない。ここに全体国家オーストリアの存在理由がある。

オーストリア国家存立の根拠は、まさにそれを構成する諸民族によって生活上の必要と認められる点にある。これについて、バウアーは、さらに詳しく次のように説明する。王国を構成する諸要素は、王国が全体的権力 Gesamtmacht としてまた強国 Grossmacht として維持されることに、多大の関心をもっている。まず第一に王国の存立は、王国外に同胞をもたず、しかも主権国家としては自己の民族的・物質的な利害を有効に守るだけの力がなく、他の国家にくみ入れられて他民族の支配下に立たなくてはならないような民族の利益に、とくに深い関係をもっている。また工業家や企業家たちは、広大な経済圏の価値や、彼らの利益を守ってくれる権力の価値を、あまりにもよく知っており、他方農民や小市民は、彼らの「階級イデオロギー」Klassenideologie を通して、帝国の擁護者となるのである。すなわち「彼らは、古い伝統のなかに撚りこまれた人間のじか

(1) Kogan, op. cit., p. 214.

(2) Hantsch, Geschichte Österreichs, II., S. 469.

(3) Bauer, op. cit., S. 523.

の愛情をもって、帝国に執着しているのもあって」、この点ではカトリック教会の影響も大きい。こうして王国は、きわめて広範囲の民衆をより所にすることができ、軍隊の力も、このような民衆のうちにある。「思慮深い人なら誰でも、もし（オーストリア）帝国が今日その生存のために戦わねばならぬとしたら、ドイツ人の兵隊も、ポーランド人・ルテニア人・セルビア人・ルーマニア人の兵隊も、服従を拒まないであろうことを、疑うまい。」⁽¹⁾そこで慎重な考慮の末に、バウアーは以下のことを確認する、「オーストリア王国が頼みにすることのできる国内諸勢力を一べつただけで、すでに次のことが明らかになる。オーストリア王国は内部の争いのために滅びることはないだろうということ、そしてもし万一オーストリア王国が崩壊することがあるとすれば、それは、この国のなかに居住している諸民族によってひき起されるのではなくて、何らかの外国の干渉によってのみ起こることがあるかもしれぬ、ということが。」⁽²⁾バウアーによれば、オーストリアの民族問題は、列強の帝国主義的競争と関連することによって、ヨーロッパの政治問題となるから、オーストリアにとっての危険は、資本主義的膨脹政策によって惹起される不慮の顛覆にあるのである。そこで彼は、戦争がオーストリア帝国を解体させることを恐れて、戦争そのものにするどく反対し、1908年のボスニア・ヘルツェゴヴィナの併合をめぐる危機の際には、大衆を動員して、はげしい平和・反戦運動を展開した。⁽³⁾

このような国家保存的意向は、レンナーやバウアーだけでなく、ヴィクトル＝アドラー、Pernerstorfer, Friedrich Austerlitzらのオーストリア社会民主党の指導者たちの間にも、共通してみられるところである。⁽⁴⁾彼らは、オーストリアが連邦的な線に沿って改組される必要を認めながらも、あくまでもドナウ地域の政治的・経済的統一を維持しようとしたのであったが、このような考え方は、すでに1848年の革命当時パラツキーによって定式化されたオーストリア＝スラヴ主義⁽⁵⁾と、本質的にはまったく変らぬものであった、といて差支えない。

以上が、1914年以前のオーストリア社会民主党の民族理論に共通する顕著な特色であった。しかし、やがて第一次世界大戦が勃発し、しかも戦況が日を迫ってオーストリア＝ハンガリー帝国に不利な方向に進んだとき、彼らの民族理論はどのような展開を示したであろうか。次にこの点をレンナーとバウアーについて検討しよう。結論を先にいえば、両者の間には重大な見解の相違があらわれたのである。

大戦の勃発から終末に至るまでの間に、オーストリアは大きな政治状況の変化を経験しなければならなかった。第一に、戦争は予想外に長期化して、銃後の国民とくに労働者階級に重大な犠牲を強い、しかもその勝利に終る見込は次第に薄らいできた。第二に、その間ロシア革命が成功して、プロレタリアートに政権獲得の希望をもたらした。そして第三に、戦争とロシア革命の影響をうけて、領内スラヴ諸民族の自由にたいする要望は、次第にその性格を変えてきた。チェヒ人・南スラヴ人・ポーランド人は、もはや文

(1) Hantsch, Nationalitätenfrage, S. 75 f.

(2) Bauer, op. cit., SS. 444-45.

(3) 村瀬「ヒトラー」165頁.

(4) Hantsch, op. cit., S. 76.

(5) 拙稿「パラツキー書簡とオーストリア＝スラヴ主義について」248-9頁参照.

化的自治権に満足せず、完全な民族的独立への要求をあげはじめた。⁽¹⁾ 彼らの掲げたのは、超民族国家の理念ではなく、民族自決の原理だったのである。

すでに見たように、カール＝レンナーは大戦前一連の著作のなかで、中央集権的・半絶対主義的なオーストリア王国を、民主的な諸民族の連邦国家に改造することによって、その国家的崩壊の危険をさける必要のあることを述べていたが、このような状況の変化にあっても、依然その態度を変えず、最後まで彼は超民族国家の理念を固持していた。戦争中の彼の思想は、1916年の *Österreichs Erneuerung* のほか、“*Arbeiter-Zeitung*” (ヴィクトル＝アドラーが1889年にはじめた党の正式機関紙、1895年以来日刊。) や、“*Kampf*” (1907年バウアー・レンナーなどが創刊した雑誌。) に寄せた諸論文から知ることができるが、そのなかで彼は、オーストリア国家の理念を政治上・経済上の必要物とよび、自治的な諸民族の連合体としての超民族国家こそ、将来をになうものであると述べている。彼によれば、「超民族国家」は「民族国家」よりも進んだ、一段高い国家形態であり、王国を民族的諸小国に解体しようとする「民族自決」は、反動的なナショナリズムの解決策、歴史を通じて古くなった「反動的ユートピア」*reaktionäre Utopie* であるとして非難される。超民族的全体国家の「防衛および経済上の一体性」*Wehr- und Wirtschaftseinheit* は、レンナーにとっては、民族的自治とともに、時代の必然的要求であると思われる。実際彼は、オーストリアがこの基礎のうえに自己を更新できると固く信じて疑わなかったのである。⁽²⁾ それ故に彼は、スラヴ諸民族の離反につよく反対し、ポーランド問題については「オーストリア＝ポーランド的解決」を説き、ユーゴスラヴ問題については「大クロアチア的解決」を提唱した。のみならず、この時期の彼は、フリードリヒ＝ナウマンの意味における「中部ヨーロッパの関税＝壟断共同体」*mitteleuropäische Zoll- und Schützengrabengemeinschaft* さえもいとわなかったのであって、彼がナウマンよりも先に、「連合した東方諸民族」の政治組織としてドイツに指導される *Mittel-europa* を主張していること⁽³⁾ は、はなはだ興味深いものがある。

このように終始その見解をかえなかったレンナーにたいして、戦争末期のオットー＝バウアーは、1907年の *Nationalitätenfrage* に示された自己の見解を根本的に変更し、レンナーから遠く離れて、王国の枠内での民族問題の解決を不可能と考え、階級的利害を国家の利害の上位におく革命的思想を提示した。彼は戦争に参加して、1914年11月ロシア軍に捕えられ、シベリアの苦しい生活を経験したのち、ヴィクトル＝アドラーらの努力で、1917年9月捕虜交換によってウィーンに帰ったが、その後の彼は、もはや以前のように、ハプスブルク帝国の存続を考える気持から遠く離れていた。この時すでにバウアーは、戦争はなお長びくにしても、ハプスブルク王国内のスラヴ諸民族の民族革

(1) オーストリアのポーランド人は、ロシア・ドイツの同胞とともに独立国ポーランドをつくらうとし、ハプスブルク帝国の南スラヴ人はセルビア人と一体になってユーゴスラヴ国をつくらうとし、チェヒ人とスロヴァキア人は一緒になってチェコスロヴァキア国をつくらうと努力していた。

(2) Hantsch, op. cit., S. 78.

(3) Springer, *Österreichs Erneuerung*, S. 145 ff.; Hantsch, op. cit., S. 95, Note. 95 参照。なおナウマンとレンナーの関係を見るためには、H. C. Meyer, *Mitteleuropa, in german thought and action 1815-1945*, 1955 が重要であり、邦語では三宅正樹「世界政策と中欧理念」(年報政治学 1961) が参考になる。

命をもって終るであろうと予測し、当面の課題は、社会民主党に、この革命に対処するための精神的準備をととのえさせることであると考えた。そこで彼は、1918年4月の“Kampf”紙上に、革命の際の党の任務にかんする自己の所見をまとめて公表したが、⁽¹⁾これは、当時の彼の思想を知るための最も重要な資料である。「社会民主党は、民主的な政党である。しかしながら、諸民族の全体もしくはその大部分が、自己の意志に反して一つの国家的連合のなかに維持されている場合には、デモクラシーは可能ではない。……それ故に、社会民主党は諸民族の自決 Selbstbestimmung を是認しなければならない。党は、どのような民族ないし一民族の大部分にも、自己の国家的秩序について自ら決定する権利を承認しなければならない。」しかしそれと同時に、パウアーのプログラムは、チェヒ・ポーランド・南スラヴ社会民主党が、自民族の自由の名のもとに他の民族を奴隷化しようとするそれぞれの民族ブルジョアのあらゆる試みと戦うことを、要求する。すなわち、ペーメン・メーレンのドイツ人地域を強制的にチェコスロヴァキア国に合併しようとし、東ガリチアのルテニア人地域を無理にポーランド国家に併合しようとし、またアルバニア人やブルガリア人をユーゴスラヴィア国に合併しようとするたぐいの試みには、あくまでも反対しなくてはならない。そしてまた彼のプログラムによれば、ハプスブルク帝国の瓦解とともに、ドイツ人のオーストリアは、特殊な共同体として、諸民族の混合物たるオーストリア帝国から解き放たれるであろうが、その際、1848年の革命の場合のように、あらゆるドイツ人を一つの民主的なドイツ共同体に統一するという問題が、ふたたび提出されるであろう。その時ドイツ人のオーストリアは、ドイツ国にたいする自己の関係を、自己の必要と意志に従って自主的に処理することのできるような国家でなくてはならない。これが、来るべき革命にたいするパウアーの見解であった。

このようなパウアーの思想が、レンナーのはげしい反対をうけたことは、当然である。レンナーは直ちに、1918年5月の“Kampf”によせた論文のなかで、「パウアーの考え方はマッシーニ Mazzini の精神に由来するものであって、カール＝マルクスの精神に由来するものではない」ときびしく批判した。⁽²⁾しかしパウアーはこれに屈することなく、議論をもって答え、自己の民族思想を党员たちの間に徐々に浸透させることに成功した。やがて革命が近づいたとき、それはすでに彼らの共有財産となっており、最後には、レンナー以下の党右派幹部さえもこれを受容れねばならなかったのである。

以上の考察によって、パウアーの思想が第一次大戦を契機にして180度の転換をとげたことが明らかにされた。しかしパウアー自身は、この新しい態度と戦前の自己の所説との間の関係を必ずしも矛盾したものとは見ていない。彼がのちに回想するところによれば、自分はあの当時（1906年頃—筆者）「王国内でのオーストリア民族問題の解決を、たんに一時的なものとししか考えていなかった」⁽³⁾のであって、その点でレンナーとは対立状態にあった、と述べている。けれども、すでに詳しく見た通り、⁽⁴⁾1906年前後にバ

(1) Otto Bauer, Eine Auswahl aus seinem Lebenswerk, 1961, SS. 29-30.

(2) Ibid. p. 30.

(3) Bauer, Die österreichische Revolution, 1923.

(4) このことは、ハンチュもはっきり認めている。Hantsch, op. cit., S. 78.

ウアーがレンナーと違った考え方をしていたという確実な証拠は、まったく存しない。したがって戦前のパウアーの思想と戦争末期のそれとの間には、やはり本質的な変化ないし発展があったと見るべきであり、レンナーとの対立は、その結果として生じたものといわねばならない。⁽¹⁾

7. パウアーの思想的転換の背景

では、パウアーにおけるこのような思想的転換は、一体どのような理由から起こったのであろうか。この点の立入った考察は、オーストリア社会民主党の基本的性格を明らかにするうえの、重大な鍵をなすものと思われる。パウアーは、この変化が主としてヴィクトル＝アドラーの影響によるものであることを述べているが、ここではさらに広い視野に立って検討を進めることが必要である。その際まず第一に注目されるのは、戦況とそれにともなう国際情勢の変化である。第一次大戦が勃発したとき、オーストリア国内には熱狂的な愛国心が高まり、社会民主党も平和主義をすててオーストリア政府の戦争政策を支持するにいたったが、この決意は主として、ロシア＝ツァーリズムの専制支配にたいする嫌悪に根ざすものであった。⁽²⁾ ロシアにたいする戦いは、自由の敵とくに労働者階級の最悪の敵にたいする戦いであると考えられたのである。しかしやがてツァーリズムが革命によって打倒され、専制権力による圧制の危険が終りをつげたとき、今度は、自国の帝国主義勢力および中欧同盟諸国の軍事的独裁の危険にたいして、同様に力強く自由をまもる必要が起こってきた。しかもその間、勝利の見通しは遠のき、戦線と銃後生活における困難は、日ましに増大しつつあった。このような状況のもとで自由擁護の目的を達するためには、できるだけ速やかな平和の締結と、そのための国内宣伝を行わねばならなかったが、この平和はしかし、もはや連合側側の諸条件をうけいれることなしには、得ることのできぬものであった。

連合側は、最初オーストリア＝ハンガリーとの単独講和を望んでおり、この国の解体はなお一般的な戦争目的となっていなかった。この時期には、彼らはオーストリアの民族問題については、諸民族の完全な自治を望むにとどまっており、ロシア革命後の1917年12月ジュネーヴで行なわれた英澳両国間の秘密交渉の際にも、イギリス側の発言者は、オーストリア国家の改造案としてイギリス連邦の場合を示している。1918年1

(1) レンナーとパウアーの見解の対立の背後には、社会民主党自体の分解という事情があったことも忘れてはならない。普通選挙制導入後、社会民主党はめざましい躍進を示したが、こうして議会内の大政党に成長するとともに、穏和派と年長指導者の勢力が大きくなり、同時に現実に密着した改良主義的傾向が強くなり、急速に右傾化して、オーストリア帝国の機構を維持する体制内政党としての性格をはっきりあらわしてきた。第一次大戦の勃発に当って、社会民主党が平和主義をすてて政府の戦争政策を支持したのは、こうした事情に由来するものである。しかしこれと並んで、以上の傾向に反対する左派の勢力も台頭し、党内には、あくまでもハプスブルク帝国の存続を考えるグループ＝右派と、帝国の没落を予想するグループ＝左派との分離が進行していった。戦争の当初は右派が優勢であったが、戦勝の見通しが遠ざかり、戦線・銃後の生活の困難が増すにつれて、左派が優勢になり、最後にはレンナー以下の党右派幹部も、情勢におされて、パウアー、ヴィクトル＝アドラーらの左派に接近して、協力態勢をとり、こうして1918年のオーストリア革命は成功したのである。村瀬「ヒトラー」168頁以下参照。

(2) このことは、BauerがDie österreichische Revolution, 1923のなかで、はっきり述べているところである。

オーストリア社会民主党と民族問題

月5日にもなおロイド＝ジョージ Lloyd George は、諸民族の民主的自治を基礎とするオーストリア王国の存続を、公式に認めていた。しかしながら1918年の4月以後、そしてとくにこの年の7月チェコスロヴァキア国が事実上承認されて以後、オーストリア問題についての連合側側の態度は急激に硬化し、旧王国の解消と民族自決にもとづく主権国家の実現を強く要求しはじめた。⁽¹⁾ アドラーおよびパウアーの指導下にあったオーストリア社会民主党は、いまやこの方針を完全に採用することなしには、平和回復の目的を達成できない羽目に追いこまれたのである。王国の枠内での民族問題の解決を不可能ないし無意味と考えるにいたったパウアーの新たなプログラムが、彼の民主主義的・社会主義的関心の高まりを示すものであったにしても、のつびきならぬ現実情勢へのやむなき対処の方策という一面をもっていたことは、容易に推測されるところであり、少くとも連合側側の態度の変化が、パウアーの新しい構想に重大な影響を与えたことは、否定することができない。

次にとりあげねばならないのは、オーストリア領内における民族主義運動の熾烈化である。ここでブリュン党大会以後の経過を、チェヒ民族の運動を中心に顧みながら、オーストリア社会民主党の民族理論が、そうした現実のなかでどのような意味をもちえたかを、まとめて考察したいと思う。⁽²⁾

1899年のブリュン党大会以後、社会民主党は諸民族——ドイツ人・チェヒ人・ポーランド人・ルテニア人・イタリア人・南スラヴ人——の独立した組織からなる連合体として、各民族内部の問題は民族別党組織が自身で決定することになったが、オーストリア国会においては、党の全議員が単一組織として共同行動をとる義務を負わされ、諸民族の混住地帯では、各民族グループは選挙においても日常闘争においても、社会主義の宣伝のために協力することになっていた。この方式は、各民族それぞれの地域では成功したが、ベーメン・メーレン・スロヴェニア・ウィーンなどの民族的混住地域と工業地帯では、いろいろの困難が生まれ、チェヒ民族主義の攻勢は世紀の転換以来次第に強まり、労働者階級の間にもますます広がっていった。元来オーストリアでは、同一産業ないし一定地域内の企業に、多種類の民族労働者の働いている場合が多かったので、労働組合の民族的分裂は、運動の致命的障害となるおそれがあった。そこでオーストリア社会民主党は組織の統一を強く主張し、労働組合は次第に各業種別の全国的組織にまとめられ、1893年にはオーストリア労働組合全国委員会 Reichskommission der Gewerkschaften Österreichs が結成されたのである。

ところが、民族運動の激化とともに、労働組合においても民族的分立がはっきりしてきた。すでに述べたようにベーメンではチェヒ民族資本家の台頭が著しかったが、大企業（とくに鉄・石炭の大工業組織）は依然ドイツ系資本家の手ににぎられており、チェヒ労働者が彼らに搾取される場合が多かったうえに、1870年以来ドイツ人資本家はチェ

(1) Hantsch, Nationalitätenfrage, S. 99 f. なお大戦末期のアメリカ合衆国、とくにウイルソンの「14カ条」とハプスブルク帝国との関係については、V. S. Mamatey, The United States and east central Europe 1914-1918, 1957 が詳しい。「戦争目的」についてのイギリス、とくにロイド＝ジョージの見解については、吉川宏「第一次世界戦争におけるイギリス外交政策形成の諸問題」（北大法学会論集、9の1、2）参照。

(2) 以下本章の敘述は、村瀬興雄「ヒトラー」に負う所が多い。

ヒ人労働者を「ドイツ化」しようとして、精神的圧力を加えていたので、チェヒ人労働者にとってドイツ人資本家は、経済的にも民族的にも自分たちの敵と考えられた。一方自己の実力に自信のないチェヒ民族資本家は、労働者にたいして柔軟性のある態度をとっていたので、チェヒ人の間では労資協調の余地が多分に存していた。こうして1896年には「チェコスロヴァキア労働組合委員会」tschechoslowakische Gewerkschaftskommision の設立が要求され、翌97年にはプラハにこの組織が実際に出現して、全チェヒ労働者を支配下に置こうと企てはじめた。ドイツ人側も1899年のブリュン党大会以来労働組合の民族的組織の必要は認めていたが、しかし全産業を通じて各民族が民族別に相互に独立した全国組合を組織し、そのうえにゆるい連絡組織だけが存在する形式には、つよく反対した。これにたいしてチェヒ人は、全帝国内の全チェヒ人がプラハの民族的労働組合委員会に所属することを要求し、1904年以後彼らの分離主義的傾向は一段と強くなった。そして、1905年のアムステルダム国際労働組合会議では、チェヒ代表は、ウィーンの指導に見られるチェヒ人労働者のドイツ化を公然と非難し、⁽¹⁾ プラハの労働組合委員会をオーストリアにおける労働組合の第二の連合体として認めるようにという要求を提出したが、この会議は一国内に一つの労働組合連合体をという立場から、チェヒ人の要求を拒否した。ドイツ人側もこの分裂的傾向に反対し、ウィーンの労働組合委員会は、「労働組合は決定的な問題については統一的決定をおこない、その役員も中央で任免する必要がある」と主張した。⁽²⁾ しかしチェヒ人はこれにしたがわず、労働組合組織は次第に民族的特殊性を帯びるようになり、この傾向は協同組合 Genossenschaft 組織にも波及した。

民族的労働運動の成長とともに、オーストリア社会民主党はブリュン綱領の線で党内をまとめることが次第に困難になってきた。さきに見たように、チェヒ人の民族的社会主義者はすでにオーストリアの党と対立する排他的なチェヒ社会党を結成しており、民族主義的興奮のうちに行なわれた1901年の総選挙には、チェヒ資本家の支持をえたるうえに広汎な大衆の動員に成功して、ベーメン第五部門のチェヒ人定員15人中5名の当選者を出すにいたった。ヴィクトル＝アドラー以下の社会民主党首脳部は、このような民族主義的興奮を鎮め、危殆に瀕した党内の統一を回復し維持するために腐心した結果、国内の民主化とくに普通選挙権の獲得に主要な闘争目標がしばられることになり、これによって社会民主党の民族的分裂は一応回避された。

バデニーの危機がオーストリアの議会政治に重大な影響を及ぼしたことは、すでに見たが、ケルベル Koerber 内閣のもとでの短い協調期間ののち、議会ではふたたび救いがたい民族的対立が生まれ、相互にはげしい議事妨害をくりかえす状態に陥った。こうして、現存の議会制度のもとでは国家の統一と諸民族の融和を維持することはおろか、議会政治の正常な運営さえ不可能なことが明らかになったのである。1907年の普通選挙制の実施は、この点ではなほだ注目すべき事件であった。1905年のロシア革命は、同じく専制政治に悩むオーストリア帝国の諸民族に大きな感銘をあたえ、彼らの反抗運動は激

(1) Hantsch, op. cit., S. 79.

(2) Cole, op. cit., p. 530 f.

化の一途をたどり、とくに社会民主党による国内民主化運動が急速に高まった。そして同年9月に開かれた議会では、社会民主党とスラヴ諸民族の代表が、ただちに普通選挙権を実施するよう強硬に要求し、キリスト教社会党もこれに合流した。一方皇帝および宮廷の保守派も、帝国の組織とその権力機構を維持する見地から、普通選挙権の導入に賛成の態度を示した。彼らは、政治的に無関心な、おくれた大衆に選挙権を与えることによって、王朝的で反民族主義的な議員を多数議会に送りこむとともに、国際主義を標榜する社会民主党のグループを議会に引き入れ、これによって、麻痺状態におちいっている議会の機能を再建し、ハプスブルク王朝の地位を安定させるとともに、国内の政治的統一を建て直そうと考えたのである。これに力をえた社会民主党の普選獲得運動は、大規模な大衆集会やデモに発展し、やがて11月2日の24時間ゼネ＝ストにまで高まった。そして翌11月3日、ついに皇帝は反動的政治家の抵抗をしりぞけて、普通選挙権を許可する布告を発したのである。こうして、オーストリアの一般・平等・直接選挙法は、1906年の末議会を通過し、翌7年1月正式に公布され、24歳以上の一定地に一年以上居住したものには、あまねく選挙権が与えられることになった。⁽¹⁾

しかしながら、普通選挙制の採用は、皇帝以下の予想を裏切って、ハプスブルク帝国の強化と民族闘争の緩和には少しも役立たなかった。普通選挙権は各民族のおくれた人民層を政治にひき入れたことによって、民族闘争を日常生活の部面にまで拡大した結果になり、各政党は新たな支持者をえて、ますます精力的に闘争を展開し、相互に議会の議事進行を妨害して、相手側を成功させないようにつとめた。⁽²⁾ そこでは、偏狭な民族的利害がすべてを支配し、国家的に必要な予算にも、何か代償を得なければ賛成しようとしぬ党派が多数を占め、ウィーンの国会は完全な混乱の場と化した。⁽³⁾ かように国会が民族闘争のためにその機能を果しえなくなったのを機会に、政府は国会を停止し、勅令によって課税その他の行政を行ったので、事実上ふたたび絶対主義に逆転したかの如き観を呈したが、その政府さえ支配能力を失ない、餌を求めてつかみあう動物の傍観者たる地位に転落してしまった。中央・地方官庁から市町村役人・税務官吏にいたるまで、民族的党派心に支配されぬものはなく、ことに、民族資本を背景にするチェヒ人とドイツ人とのほげしい対立は、第一次大戦直前には、すでに不動の事実となってしまった。ただ、当時バルカン問題の尖鋭化が、全帝国の関心を外交問題に集中させたために、チェヒ問題は若干落ついたように見えたが、それもけって本質的なものではなかった。

(1) しかしこの普通選挙制が実施されても、政府は依然皇帝にたいして責任を負うだけで、議会の信任を必要とせず、高級官僚は広汎な独裁権をもっていたので、民主主義が真に確立したわけではなかった。普通選挙制の問題については、W. A. Jenks, *The Austrian Electoral Reform of 1907*, 1950が最も詳しいといわれているが、一読の機会を得なかった。

(2) 1910年12月には、過激民族派の議事進行妨害を防ぐために、新しい議院規則が設けられたが、この通過を妨害するために、チェヒ農民党は各演説者が10時間から14時間におよぶ演説を行い、反対派は、新規則を通過させるために、86時間会議を継続して妨害をのり切るという事件が起っている。Hantsch, *Geschichte Österreichs*, S. 525.

(3) 政府の提出する法案、とくに軍備拡張案は、社会民主党の反対のほか、つねにスラヴ系諸族、とくにチェヒ代表の猛烈な反対にあって、第一次大戦直前難航を続けた。例えば1912年には、ルテニア代表の一人は13時間半の演説を行って軍備拡張に反対し、チェヒ人代表は16時間の長演説によって戦時義務案を妨げるという始末であった。

ところで普通選挙制は、社会民主党自体にはどのような影響を与えたであろうか。まずこの改革は、党の発展に大きく寄与し、1907年6月17日に行なわれた普選法による最初の選挙では、467万票中104万票を獲得し、516名中87名の当選者を出した。こうして社会民主党は、第二インター屈指の大政党となり、オーストリア国内でも、キリスト教社会党とならぶ二大政党となったが、しかしこの勝利の反面には、大きなマイナスが伴っていた。普通選挙法は選挙区を民族別に設定しており、しかも各民族への議席の割当は、人口比率によらず、政治・経済・文化的発展の程度や政治的重要性によって決定されていたので、⁽¹⁾ ベーメンでそれまで民族的対立を超えた活動を行なってきた社会民主党は、いまや民族的に分裂した活動をしなければならなくなった。そればかりではない。これまで半絶対主義的な支配階級にたいする共同闘争の必要から、各民族の労働組合や党内の民族的組織は相互に協力して分裂するにいたらなかったが、普選権を獲得したことによって共同闘争の目標は失なわれ、党内の統一はますます困難になってきた。そこで党は、次の共同目標として、社会・経済闘争をかかげたけれども、これは、各民族の党员が、他党と協働したり、地方議会で民族主義的勢力と結んだりして達成することも、不可能ではなかった。こうして社会民主党もまた、民族的分裂への傾向を一段と強めたのである。

早くも普通選挙制実施後の最初の議会において、議会政党としての社会民主党は民族的なクラブに解体するのやむなきにいたり、⁽²⁾ これらの民族的クラブは、社会的な問題では協力したが、民族的な問題の論議に際しては、投票の自由を留保した。⁽³⁾ 分離主義の先頭に立ったのは、いうまでもなくチェヒの社会民主党であり、その党员は、ウィーンの中央集権的指導に反抗する度合を次第に強めて行き、党大会が開かれるたびに、社会民主党の運動の単一性が破られる危険は、ますます大きくなっていった。⁽⁴⁾ そして、1907年8月の第二インターナショナル・シュトゥットガルト大会および国際労働組合会議でも、チェヒ民族主義者は活発な動きを見せた。この二つの大会は、オーストリア内の党と組合組織の統一性を維持する必要があることを指示したが、チェヒ人はこれに従わず、10月にはいると、ウィーンと並行してプラハにチェヒ人の組合大会を開き、自民族の組合本部の指令のみに従うことを、決議した。すでに1906年、ロシア革命の影響をうけてオーストリア帝国の崩壊を予想した党内のチェヒ人たちは、従来の民族的な党組織を基礎にするチェコスロヴァキア社会民主労働党を結成し、政党組織のうえでも独立への歩みをはじめたが、1910年3月にいたって完全にオーストリアの党から分離し、あ

(1) したがってドイツ人に最も有利で、チェヒ人がこれにつき、他のスラヴ族はかなり不利で、定員516人のうち、ドイツ人233、チェヒ人108、ポーランド人80などであった。

(2) 1907年の普選法による最初の議会では、社会民主党議員87人は、ドイツ人50人、チェヒ人23人、ポーランド人7人、ルテニア人2人、イタリア人5人から成っていた。

(3) Hantsch, Nationalitätenfrage, S. 79.

(4) こうして、中央集権主義者 Zentralist と分離主義者 Separatist の対立が大きくなり、前者のヴィクトル＝アドラーやオットー＝バウアーたちが、社会民主党の国際的性格を強調し、労働組合・協同組合の統一こそ、資本主義の搾取と抑圧にたいする闘争が成功するための前提であると唱えたのにたいして、後者の Karel Vaněk, Vladimír Tusár らは、連邦主義的理念にかなう同権の原則を、労働運動の組織のうえにも拡大することを望んだのである。Hantsch, op. cit.

オーストリア社会民主党と民族問題

くまでもドイツ系と手をにぎって行こうとする国際主義分子は、少数派となってしまった。そしてこれと同時に、チェヒ人の労働組合もまたオーストリアの組合から手を切ったのである。1910年8月のコペンハーゲン・インターナショナル大会は、チェヒ人分離派をきびしく非難したが、チェヒ人は大会の勧告を無視して、分離の事実を確定した。1905年のロシア革命までは、ドイツ人・チェヒ人・ポーランド人は、はげしく争いながらもなお共存の気持を抱いていたが、1905年以後、とくに1907年の普選導入以後、この気持は薄らぎはじめ、オーストリアの前途に見きりをつけるものさえ現われはじめたのである。⁽¹⁾ 第一次大戦勃発後、とりわけ勝利の見こみ薄と、1917年のロシア革命を契機にして、領内スラヴ系諸民族が民族自決を旗印に独立のためのはげしい闘争を行った次第については、他の機会に詳しく考察したいと思う。⁽²⁾

パウアーの思想的転換は、このような現実的背景をかえりみずには、理解することができない。ブリュン綱領以来、社会民主党指導者たちは民族問題調整のために種々のプランを案出したけれども、それらはいずれも十分な効果をあげることができず、現実はずねに彼らの努力をのりこえて行っただけで、このようなきびしい事態を前にして、パウアーが最後にとりえた道は、まさにこの現実——民族運動のはげしさ——をそれとして確認し肯定する以外にはありえず、それを苦肉の戦術として打出したものが、パウアーの新しいプログラムであったといえよう。

しかし、最後にわれわれは、チェヒ民族運動について、一つの注目すべき特徴を指摘しておく必要がある。すでに見たように、チェヒ人の間では資本家と労働者の協力の余地が大いにあり、それが彼らのはげしい民族闘争の基盤になっていたことは、否定できない。しかしそれにも拘らず、この共闘は徹底していたわけではなく、チェヒ社会民主党の目標と、市民的民族主義が望んだチェヒないしチェコスロヴァキア国家とは必ずしも一致せず、前者はむしろ、後者がチェヒ国家の独立に熱狂することを、長い間こぼんできたのであった。バデニーの選挙法改正ののちに議会に入ったチェヒ社会民主党員の声明については、すでに触れたが、⁽³⁾ 大戦直前の1913年にも、チェコスロヴァキア社会民主労働党は、党大会で「強大で内政上健全なオーストリアこそ、わが民族が発達する最善の保証である」と決議している。⁽⁴⁾ たしかに、大戦直前のはげしい民族闘争とそれによる議会の無力化は、領内諸民族の正常な発展を妨げていたし、一方またチェヒ人がたとえオーストリアから独立しても、ロシアやドイツの支配下に立つ恐れは、当時なお多分にあった。この決議はこうした事情を反映するものと解すべきであろう。第一次大戦勃発後のチェヒ社会主義陣営と民族運動との関係は、なお今後の研究にまつべき重要なテーマであるが、ここでは一つだけ次の事情を指摘しておきたい。大戦中、チェヒ人の在外宣伝機関がすでにさかんな独立運動を進め、次々に成功の足どりをかためていた時期にも、社会民主党はバリのチェヒ人亡命委員会 *das Pariser tschechische Emigrantenkomitee* にとって、カトリック人民党 *Katholische Volkspartei* とともに不確実な、

(1) Brügel, V., S. 81 f.; Cole, II., p. 534 f.

(2) 差当り、前章40頁本文および注(1)参照。

(3) 第4章27頁注(5)参照。

(4) 村瀬、前掲論文、6頁。

したがって慎重に取扱う必要のある要素と考えられていた。ベネシュ Beneš は、1917年1月14日にカトリック国民党 Katholisch-nationale Partei の行った王国への忠誠声明、およびチェヒ議員団の次の声明——チェヒ人は過去においてもまた将来においても、ハプスブルク家の主権のもとでその幸福が保証される、という——に接して、たたきつけられるような印象をうけた、と語っている。⁽¹⁾ これら二つの党派は、パリのチェヒ国民会議 Nationalrat が連合側から事実上の政府 De-facto-Regierung として公式に承認された最後の局面にいたってはじめて、市民的民族運動の戦列に実際に加わり、それによってチェヒ民族主義の統一的性格を保証したのであったが、その場合にも彼らは、市民的ナショナリズムに附随するショーヴィニズムの傾向を共有することはなかった。⁽²⁾ バウアーが戦争末期に、チェヒ民族の民族自決を肯定しながらも、その社会民主党に、自民族の自由の名のもとに他の民族を奴隷化しようとする民族ブルジョアジーのあらゆる試みと戦うべきことを要求しているのは、この点で注目し値する提言といわねばならない。

8. 結 語

以上、19世紀末から1918年にいたる時期のオーストリア社会民主党の民族理論を、ブリュン党大会、カール＝レンナー、オットー＝バウアーを中心に順次検討してきたが、最後に全体について総括的な考察を行なって、結論にかえたいと思う。

オーストリア社会民主党の指導者たちが、この時期に幾多の興味ある民族理論を生み出した主要な目的は、オーストリア国内のはげしい民族的対立を緩和し、各民族の融和と発展をはかろうとするにあった。そして彼らの理論は、少くとも1914年以前には、大体において次の三つの共通点を含んでいた。第一は、彼らがオーストリア領内各民族の文化的自由の必要を強調し、民族問題解決の基礎に個人の原理を置いたことであり、第二は、この原理にもとづいて各民族単位の自治組織をつくり、帝国をこれらの民族組織から成る民主的な連邦国家に改組しようとした点であり、第三は、民族自決をしりぞけ、超民族国家としてのオーストリアを、政治的統一体としてあくまでも存続させようとする構想であり、ブルジョア的民族主義に対抗するプロレタリアートの階級的連帯性が、そのより所となっていた。しかもこれらの点は、たがいに不可分に結びついていたのである。

しかしながら、彼らの真摯な努力にも拘らず、これらの理論はオーストリア国内の複雑な民族問題をよく調整することができず、実際上の成果ははなはだ乏しかったといわねばならない。コーガンの言葉をかりるならば、「もしひとが成功と失敗の実用主義的な基準で判断するならば、オーストリア社会主義の民族綱領は、疑いもなく歴史によって断罪されている。オーストリア社会民主党には、その綱領がテストされる機会が与えられなかったばかりでなく、それが保持しようとして望んでいた建築物そのものさえ、来る

(1) Ed. Beneš, *Aufstand der Nationen*, S. 299, 273, 508 参照. Hantsch, *op. cit.*, S. 122.

(2) ズデーテン問題についてのチェヒ民族主義の強い態度が、第一次大戦後の東ヨーロッパの民族的紛争に重大な役割を演ずることは、周知の通りである。

オーストリア社会民主党と民族問題

べき諸事件によって一掃された」⁽¹⁾ ののである。では、このような結果を招いた原因は、いったい何であろうか。

その主要な原因は、何といってもまず、社会民主党の思考の非現実性と、この党がオーストリア国内の民族問題一般の意義にたいして正しい目測能力を欠いていた点に求められねばならない。彼らは、ハプスブルク帝国内部における諸民族の共存という現実から出発したにも拘らず、その思索の成果は、観念的構成物としての性格を免れなかった。レンナーの「二次元の連邦」に代表される将来の国家統治の構想は、その複雑さのゆえに実現は到底不可能であり、彼らの理論の特色をなした文化と政治・経済との分離も、現実政策のうえではそれほど明白ではありえなかった。また諸民族の民族運動の進み方も、彼らの予想をはるかに越えるものがあった。彼らは、各民族の労働者階級が共通の経済的利害と階級的連帯性にもとづいてたがいに団結し、排外的なブルジョア民族主義に対抗することを望んだが、ベーメンのように労働者と資本家がしばしば同じ被支配民族から成る場合には、効果が少なかった。そこでは労資協力の可能性があったばかりでなく、労働者階級は、自己の支持者を失わぬために、民族資本家とナショナリズムのうえではよりあふ必要さえあったから、各被支配民族の間に民族主義が進展するにつれて、党の分解はさげがたくなったのである。

彼らの民族理論の難点は、オーストリア社会民主党が本来ドイツ民族を基幹とする組織であり、ドイツ人の指導下にあった、という事実とも深い関係をもっていた。当時ドイツ人の間には、被支配民族に見られた超党派の団結とは反対に、諸党派——キリスト教社会党、社会民主党、民族主義派、その他——の対立があり、社会民主党が民族的市民政党と共同作業を行なうことは、一般には起りえなかった。しかもドイツ人は全体として、帝国内に占めたかつての圧倒的優位を次第にくずされ、全民族の間で孤立していた。社会民主党も、全体としては普選の実施後めざましい躍進をとげたが、そのうちドイツ系社会民主党は意気があがらず、帝国内の諸矛盾を一身にあびて、はなはだ不安定な地位に置かれていた。しかもドイツ系指導者たちの社会主義思想の中心的地位を占めたのは、依然国際主義であり、民族問題がとりあげられても、それに最優位が与えられることは、きわめて困難であったから、ここに彼らの民族理論と諸民族の現実的運動との間に距離が生まれたことは、当然である。彼らが民族政策のより所をオーストリア国家の容認にもとめたとき、それはたしかに国際主義を根拠とするものであったが、その意図にかかわらず、彼らの態度は、異民族からは、ハプスブルク帝権の存在を合理化するものと受取られるおそれがあり、実際にもたとえば普選問題の場合のように、彼らの立場が王室ないし封建的勢力によって、王権保存に利用された形跡がなかったとはいえない。

一方全帝国の枠組の保存は、そのもとにドナウ経済圏を保持しようとする、ドイツ人

(1) Kogan, op. cit., p. 215.

(2) ブリュン綱領を受け入れる点で一致していたオーストリア社会民主党のさまざまな民族部門が、その後まもなく、民族問題にかんする彼らの政策をブルジョア諸政党の政策に合わせていったことは、注目に値する。社会民主党は、第一次大戦直前には組織の面だけでなく、イデオロギーの面でも、民族性の線に沿ってはっきりと分裂したのである。Ibid. Jászi, op. cit. p. 184.

労働者の強い希望を反映したのもでもあった。また「個人の原理」の提唱は、社会民主党の民族理論におけるユニークな特色をなすものであるが、レンナーが少数民族を問題にしたとき、具体的には、スラヴ人やマジヤール人の居住地のなかに孤立した言語範囲 Sprachinsel をもつドイツ人が念頭におかれていたことは明らかであり、さらに、この考え方が、本来西欧ヒューマニズムの伝統に立つドイツ人の思考形式をあらわすものであったことも、すでにふれた通りである。オーストリア連邦主義が、当時の状況のもとでドイツ人によって主張されたとき、理念自体の正当さにも拘らず、異民族の共感を呼ばず、むしろ新しい装いをもって自己の優位を維持しようとするドイツ人のあがきと受取られたのは、やむをえなかったといえよう。しかもこのような連邦主義への理念的な期待の故に、他の諸民族の民族運動のばく進を前にしながら、オーストリア＝ドイツ人の社会民主党員の間では、自らの民族的統合を強めるためにエネルギーを結集する努力は、ついに起りえなかったのである。⁽¹⁾

オーストリア社会民主党の民族理論の欠陥は、すでに多くの人びとから指摘されているが、そのうちとくに注目すべきものは、ロシア社会主義陣営からの痛烈な批判であって、これは、オーストリアと同じく民族問題に悩まされた帝制ロシアの、しかも革命を成功させたマルクス主義者からの批判という点で、一段と興味深いものがある。ロシア＝マルクス主義者の批判は、オーストリア社会民主党の民族理論がハプスブルク帝国の枠組を容認し、そのために民族自決のスローガンを拒否した点、また民族問題へのアプローチの仕方がその本質において文化的である点に集中される。まずレーニンは、1914年に発表された「諸民族の自決権」のなかで、オットー＝バウアーに言及し、彼がオーストリア＝プロレタリアートの統一を維持するために、文化的自治権のみを認めて、被支配民族に政治的な分離・独立の権利を認めないことを非難している。レーニンによれば、現在西ヨーロッパでは資本主義が発展して、民族国家がすでに成立しているけれども、東ヨーロッパでは市民革命が完成していないために、なおブルジョア民族主義が優勢である。ロシアのマルクス主義者は彼らと提携する必要がある、一定の場合には、彼らを支配している国家からの政治的な分離独立の権利を認める必要がある。もとよりこの主張はプロレタリア国際主義によって制限されねばならぬが、民族自決の権利そのものを認めないと、異民族にたいする専制的支配者に味方する結果になってしまう。文化的自治の要求だけでは不十分であり、独立的民族国家の樹立を否認する場合には、その主張が反動的意味をもつ結果になりかねない。⁽²⁾

民族自決権は、すでにロシア社会民主労働党の1898年の創立大会で宣言されており、

(1) Hantsch, op. cit., S. 80.

(2) Lenin, Selected Works in two volumes., Vol 1. part 2., 1952. pp. 317 ff. 村瀬「ヒトラー」164頁。しかしポリシェヴィズムの前提には中央主権主義があり、民族自決は戦術的に、すなわち権力への道を容易にするという目的に役立つときにのみ、例外的に許される、といわれている。この点は、のちのスターリンについても、同様である。岩間徹「ロシア革命とソ連邦の成立」107頁参照。Cole, II, p. 556 f. なお Lenin によるオーストリア＝マルクス主義民族理論の批判については、新しい材料をつかっている点で、つぎの論文が一読に値するが、その立場は、あまりにも公式的で、深い理解はみられない。Alfred Anderle, Der Kampf Lenins gegen die Verfälschung der nationalen Frage durch die "Austromarxisten" (Probleme der Ökonomie und Politik in den Beziehungen zwischen Ost-und Westeuropa), 1960. SS. 163-180.

オーストリア社会民主党と民族問題

1903年の第二回党大会で採択された党綱領のなかにも取りいれられているが、スターリンもまたオーストリア社会民主党の民族綱領にはげしい批判をあげている。スターリンによれば、オーストリア国家の保存を前提にする彼らの文化的自治の理論は、正しいとはいえない。各民族の文化的自治に立脚する連邦的国家組織の主張は、プロレタリアートの統一を維持するうえに役立つまい。かえって「統一された階級運動はバラバラの民族的細流に分裂してしまう。……いや、それ以上に、それは労働者階級の運動の統一破壊を助長し、労働者間の民族的分裂を育て、軋轢を強化するところの地盤を生み出すことによって、ただ問題を悪化させ、混乱させるのに役立つだけである。」⁽¹⁾ ここでは、まず被抑圧少数民族に本国から分離する権利が与えられるべきであり、こうして真に平等の立場をえる各民族のプロレタリアートを、一個の革命政党に結集することによって、すなわち、ポリシェヴィズムによる各民族の結合を通じてのみ、民族問題の解決は可能である。世界の被抑圧民族は、帝国主義にたいするプロレタリアートの国際的解放闘争と結びつくことによってのみ、解放される。そしてこのようなプロレタリアートの社会主義のための階級闘争に利益をもたらさずと思われる場合には、民族の文化的自治ではなしに、民族の自決権すなわち分離の自由が、戦術的に承認されるのである。民族の自治をもって民族自決に代えることは、まったく不合理である。「民族的自治は、多くの民族から成るオーストリア国家の保全をあらかじめ仮定するが、民族自決はこの保全を凌駕する。……自決は一民族に主権を賦与するが、民族自治は、それに文化的権利を与えるにすぎない。」⁽²⁾

ロシアのマルクス主義者のこのような批判の背後には、実際的な事情が横たわっていた。多民族国家オーストリアの社会主義者たちによって定式化された民族政策のプログラムは、同じく多民族から成るツァーリ帝国の革命的グループの間に、影響を及ぼさずにはいなかった。20世紀初頭ロシアでも民族主義が高まって、辺境地方その他の少数民族の間では分離運動が起こっており、ポリシェヴィキは、ユダヤ人の社会主義組織ブント Bund やコーカサス社会民主党一派の挑戦をうけていたが、これらのグループは、民族の文化的自治の原則を採用し、民族性の線に沿ってロシア社会主義運動を建てなおすことを主張しており、その際オーストリア社会民主党の所説を引合いに出していた。⁽³⁾ ロシア社会民主党の第二回大会で、ブント派が、国家組織の問題について、少数民族にたいする文化的発展の自由の保証を要求し、また党組織の問題において、「ロシアのどの部分に住もうと、いかなる言語を話そうと、ユダヤ人プロレタリアートの唯一の代表」であることを要求したのは、その例である。⁽⁴⁾ レーニンやスターリンは、オーストリア社会民主党を攻撃することによって、彼ら自身の党および綱領のために戦っていたのであって、そこには、党を民族別構成に分解してしまう危険を防いで、あくまでもその統一を維持しようとする決意が、はっきりと示されている。この論争以後たえずスターリ

(1) J. Stalin, *Marxism and the national and colonial question*. (New York, n. d.). スターリン「マルクス主義と民族問題」(大月版全集・第2巻・366-7頁、但し訳文には変更を加えた。) 岩間、前掲書105頁。

(2) スターリン・前掲書362頁。

(3) スターリン・前掲書368-383頁参照。

(4) 岩間・前掲書104頁。

ンは、多民族から成るソヴェト国家が、ポリシェヴィズムの原則にもとづいてその民族問題を解決するのに成功した事実と、オーストリア＝ハンガリー王国とその社会民主党による民族自治計画の失敗とを、このんで対比させている。⁽¹⁾ 20世紀初頭から第一次大戦後にいたる歴史の経過にてらすとき、レーニンやスターリンの批判が適切であったことは、認めざるをえないであろう。

このようにしてオーストリア社会民主党は、その真摯な努力にも拘らず、真に現実に適応した理論を確立することができず、したがってまた現実を自己の理論によって統御ないし整序することができず、かえって現実に追随しなければならなかったが、その際ハプスブルク帝国の運命を左右したものが国際的動向であったように、オーストリア社会民主党の思想的方向を決定的に制約したものは、これまた国際的事情にほかならなかった。ロシアから帰ったバウアーが比較的早く来るべき歴史の方向を洞察し、レンナーが戦争の最終段階にいたってやっとなふみ切ったという違いはあったにしても、彼らの思想を、たんなる民族の文化的自治の尊重から政治的な民族自決の承認に、またオーストリア帝国の保存から諸々の民族的独立国家への解体に移行させたものは、第一に1917年のロシア革命であり、第二に、勝利の見こみの消滅とそれにとまなう連合側意向——ウィルソンの14カ条に集約される民族自決主義——の絶対権威性であり、第三に、以上の二つを背景にする領内諸民族のナショナリズムの急進化であったことは、すでに見たところである。そしてこのような思想的移行が、彼らの理論の自主的な展開であるよりも、むしろ彼らの意志に反してのやむなき現実の承認であったとみられる事実こそ、まさにオーストリア社会民主党の宿命的性格を示すものではないであろうか。1918年オーストリア王国が崩壊したとき、オーストリア社会民主党のドイツ人グループは、一致して、ドイツ人のみから成るオーストリアのドイツ国への合体 Anschluss を提唱したが、これまたドイツ人の民族意識の自生的高揚から生じたものではなく、その経済的基礎をうばわれ、政治的に無力化し、そのうえ連合列強の強い支持に支えられた敵意ある新興諸国の出現の前に、より所なくさらされた残骸国家 Rumpfstaat の存立の可能性についての疑念から生まれた考慮と見るべきであると、ハンチュは述べている。⁽²⁾

しかしこの問題については、いま一つの違った観点から眺めることが可能であり、また必要である。まず第一に、ハプスブルク帝国内部における諸民族の共存という現実から出発して、同帝国の修正と発展をはかろうとしたオーストリア社会民主党の民族理論が、現実に即した強味をもっていたことはたしかであり、レーニンらの批判にも耐える一面をもっていることは、否定できない。いなむしろ、バウアーをきびしく批判したそのレーニンが、同じ論文——民族自決の問題についてローザ＝ルクセンブルクと交した論争——のなかで、オーストリア社会主義のプログラムから「民族自決」の原理が脱落していることをある点でやむをえないと認めていることは、はなはだ注目される点である。すなわち彼は、ここでオーストリア国家の特殊性を強調し、諸民族がこの国家から

(1) スターリン・前掲書 397-404 頁参照。また J. Stalin, Report on the new Soviet constitution (New York, 1936), p. 10 参照。Kogan, op. cit., p. 215. 1918年10月16日に皇帝カールは、帝国を諸民族の民主的連邦に改組する旨宣言したが、瀕死の帝国の救済策となるにはあまりにも遅すぎた。

(2) Hantsch, op. cit.

分離しようと努力しないで、反対に、自分たちの独立した民族的存在が強力で貪欲な隣国たちに押しつぶされることのないように、帝国の完全な形態を保存しようとつとめている、と述べているのである。⁽¹⁾ たしかに 1914 年以前には、オーストリア諸民族のなかで、真に帝国の解体を唱えていたものは、なお少数にすぎなかった。当時はすでに激しい民族闘争の時代であったとはいいながら、それは、将来にたいする確固たる建設原理にもとづいての対立であるよりは、民族的興奮につつまれた感情的闘争といった性格がつよく、すでにその要求がたんなる文化的自治を越えて完全な政治的自治に向かっていたにしても、帝国の枠内にとどまるか否かは、なお多分に曖昧であったといわねばならない。当時はセルビア人とクロアチア人とスロヴェニア人とが協力して国家をたてる見通しは少く、スロヴァキア人もチェヒ人と結合するか、ハンガリー王国内でクロアチア人と協力して民族自治権を拡張するかについて迷っていた。チェヒ民族主義者も、急速に増大する工業生産のためにはドナウ盆地の広大な市場——ハプスブルク帝国の全領土——を必要としていた。各被抑圧民族——とくに発達のおくれた小民族——が完全な独立国となって列強の間に自己の生存権を主張することが非常に困難なことは、各民族運動の指導者たち自身よく認めているところであった。⁽²⁾ このような現実のうえで、国際主義をかかげる労働者階級の政党が、諸民族に共通な階級的利益こそ民族的対立をしのぐであろうという信念をためすために、超民族国家の枠組を利用しようとし、「小」インターナショナルの試みが成功すれば、「大」インターナショナルも成功を保障されるに違いないと考えたのは、それなりに十分な理由をもつことであった。またレンナーやパウアーの民族理論は、レーニンやスターリンの批判にも拘らず、ソ連・ユーゴなど多くの社会主義国家の実際政策のなかにも、現在いろいろな形で部分的に生かされており、他方イギリス以下の西ヨーロッパ諸国が最近旧植民地民族にたいしてとりつつある政策のなかにも、彼らの主張と一致する所が多々あることは、見のがしがたい事実である。

第二に、民族主義への譲歩によってオーストリア帝国の統一性をあくまでも維持しようとしたオーストリア社会民主党の構想の基礎には、積極的には、ハプスブルク帝国の領域をふくむドナウ経済圏を確保しようとする強い希望があり、消極的には、他のどのような工夫をこらしても、領内諸民族にとって将来の見こみははるかにわるくなるであ

(1) Lenin, op. cit., p. 331.

(2) マサリック Masaryk も、1913 年、その最後の議会演説において、つぎのように述べている。「わたしは、オーストリア崩壊の夢に参加することはできないし、このオーストリアが、よかれあしかれ存続するであろうということを知っているので、まさにそれ故に、このオーストリアから何物かをつくり出すことが、わたしには全く重大な問題なのだ。…われわれの国法的な、また行政的な構想は、他のものを弱めることを志すのではなく、全体を強化することをめざすものである。」チェヒの熱烈的な民族主義者として有名な Karl Kramár も、1906 年につぎのように明言している。「ヨーロッパの中心にあるわが民族の状態と、国際的な力関係の形態とは、それだけ一層、わが民族の将来の保障を強力で内的に健全な一つのオーストリアのなかにも求めることを、われわれに強要する。」(Anmerkungen zur böhmischen Politik) ベネシュ Edvard Beneš すら、パラツキー Palacký や Havliček の連邦主義理念の影響をうけた青年期の見解を克服して、オーストリア王国を破壊するための宣伝戦をはじめめるまでには、若干の時を必要としたのである。(“Le Problème autrichien et la question tchèque” から “Détruisez l’Autriche-Hongrie” への発展がそれである。) Hantsch, op. cit., S. 66 f.; Kogan, op. cit., p. 216.

ろうという、不安に充ちた確信が横たわっていた。その際考えられたドナウ広域経済圏は、帝国主義時代の生産力によって一定の必然性を与えられた経済単位であったことは、疑いをいれず、このような広域経済に立脚する諸民族の共同体という理想が、当時の条件のもとでは戦争への道に通じていたことも、否定できないであろう。しかしながら、第二次大戦の終末に国際連合の胎動を聞きつつ準備されたカーの「ナショナリズムとその後」(E. H. Carr, *Nationalism and after*, 1945) が明快に予想したように、現在の世界は、もはや民族の独立完成だけでは問題の真の解決とならず、一種の広域経済圏を基礎としなければ民族が発展できない事実を示している。共産圏のブロック経済や西ヨーロッパ共同市場の出現は、まさにその好実例である。してみれば、少数民族のむやみな分離・独立に反対して、広域経済に立脚する諸民族の共同体という理想をかかげたオーストリア社会民主党の指導者たちは、むしろはるかな先見の明をたたえらるべきではなからうか。

最後に、彼らの消極的不安について附言しよう。すでにみた通り、ドナウ王国の瓦解が不可避的に汎ドイツ帝国主義ないし汎スラヴ帝国主義による王国内諸民族の併合・吸収に導くであろうという懸念は、第一次大戦以前のオーストリア社会民主党にとっては絶対の確実性をもつ真理と思われていた。やがて1918年にハプスブルク帝国が現実に崩壊したとき、その碎片のうえに諸々の民族的独立国家がつけられたことは、このような社会民主党の恐怖がたんなる取越苦勞にすぎなかったことを証明しているようにみえる。しかしながら、1920年代以後の第二次世界大戦をピークとする悲劇的なヨーロッパの歴史をふりかえるとき、1918年の民族問題の不十分な解決が、はたして真にレンナーやバウアーの考えた民主的なドナウ連邦国家の構想にまさるものであったといいきれるのであるか。この点で、カール＝レンナーが1906年に記した次の言葉は、今日われわれに多くのことを考えさせずにおかない。

「このユートピア(オーストリアのための連邦主義的憲法)は、二つの可能な途の一つであるように、わたしには思われた。恐らくいま一つの途があるであろう。すなわちオーストリアの第一次、第二次、第三次分割が。——その場合には、この国はヨーロッパ諸民族の戦場となり、新らしい30年戦争の活舞台となるであろう。なぜなら、ドイツとロシアはともに自己の領土内で狭ますぎると感じているから、ドイツはオーストリアを越えてアドリア海へ、さらに親密な関係にあるボスフォルス海峡まで前進しようとし、……ロシアは聖なるビザンチウムおよび地中海の方へ突き進もうとするからである。……わが住民の多くが倒され、われわれの土地が荒らされてしまったあとで、結局われわれはふたたび新らしい文明圏に統合されるようになるであろう。しかしわれわれ自身、またわれわれの子供たち、そしてわれわれの財産は、このような変形のための代償を支払っていることだろう。……いや、わたしはこのような考え方を論じないことにしよう。ドナウ諸民族がこのような事態を起こらせるほど愚かであり、無分別であると考え、それらの諸民族を誹謗することであるから。」⁽¹⁾

(13) Springer, *Grundlagen*, S. 248; Hantsch, *Geschichte Osterreichs*, II., S. 469.; Kogan, *op. cit.*, p. 216 f.

The Austrian Social-Democratic Party and the National Problem

Tōshitaka YADA

There were nationalistic as well as socialistic uplifts from the 90's of the 19th century to the outset of the 20th.

Socialists in Western Europe, who attached more importance to the international solidarity of the proletariat, less estimated the nationalism. They regarded it as something which pursued only national and particular interests. Repeating formal opposition against the nationalism, they had no deep understanding for it.

On the other hand, in Eastern Europe, especially in Austria-Hungary, which contained not a few nations, socialists were confronted by the serious national problem and had to grapple with it.

In this article, the author examines how the Austrian Social-Democratic Party coped with that problem, and tries to make clear the meaning of its policy in the historical realities. The problem will mainly be considered around the 1899 party meeting at Brünn, and also in connection with the theories of Karl Renner and Otto Bauer.

Roughly speaking, before 1914, their national thoughts were common in the following three points. Firstly, they stressed the cultural liberty of each nation in Austria-Hungary, and planned to reorganize the Empire as a democratic federal state which would be consisted of self-governing bodies of every nation. In the second place, they insisted the personal principle as the basis of the solution of the national problem. Finally, they were against the independence of each nation, and tried to maintain the state as a political uniformity.

Although their plans were worth noticing, they were unable to adjust the complicated national problem in their country. The result, therefore, fell short of their expectation. The reason of their practical failure must be derived from the fact that the leaders of the Party lacked the ability to understand the national problem in general exactly. At the same time, it must also be derived from the unstable situation of the Empire itself.

The change of the thought of Otto Bauer—the approval of self-determination of each nation—occured in the second half of the World War I. This change had a tendency to approve the actual situation unwillingly, having been confronted by

the Russian revolution and intentions of the Allied Powers and also by the intense movement of the nations for independence. This fact shows the fatal characteristics of the Austrian Social-Democratic Party. On the other hand, however, it is true that the plans of the party, which had started from the actual situation of the co-existence of nations in the Empire and had aimed at the reorganization and the development of it, had some realistic strength.

Their way of thinking concerning the national problem seems still living in various forms ; in the present policies of socialist states as well as in those of Western states for the former colonial nations. Judging from the world situation of the present time, we should more appreciate the political insights of the leaders of the Austrian Social-Democratic Party, who conceived an ideal of the community of nations standing on the great-sphere economy and who were against the meaningless separation and independence of minor nations.